

東海村一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和4年3月

東海村

目次

第1章 基本計画改定の趣旨	1
1 計画改定の目的	1
2 計画の対象区域	1
3 計画の対象廃棄物	1
4 計画の位置付け	2
5 計画目標年度	3
6 用語の定義	4
第2章 東海村の概要	5
1 地理的・地形的特性	5
2 土地利用	5
3 気象	7
4 人口・世帯の推移	8
5 産 業	11
6 関連計画	12
7 関係法令等	17
8 国，茨城県の達成目標	19
第3章 ごみ処理の現状と課題	21
1 ごみ処理フロー	21
2 ごみの分別区分	22
3 ごみ排出量など	23
4 ごみ質分析結果	30
5 収集・運搬の概要	31
6 中間処理の概要	33
7 最終処分の概要	39
8 ごみ減量化・再資源化施策の状況	41
9 周辺自治体等の状況	47
10 類似団体との比較検討	50
11 これまでの取り組みの検証	53
12 課題の整理	58
第4章 ごみ処理基本計画	61
1 基本理念	61
2 基本方針	61
3 4R推進のための役割	62
4 達成目標の設定	63
5 取り組みの体系	69

6	4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進	71
7	廃棄物の適正処理の推進及びごみ処理体制の維持	74
8	進行管理	76
第5章 食品ロス削減の推進		78
1	法律について	78
2	食品ロスの現状	78
3	食品ロスに関する課題	79
4	目標設定	79
5	食品ロス削減のための施策	79

第1章 基本計画改定の趣旨

1 計画改定の目的

「一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針として策定するものです。この計画は、10年から15年の長期計画とし、概ね5年ごとに見直しを行うとともに、計画策定の前提条件に大きな変動があった場合には、随時見直しをすることが適当とされています。

村では「東海村一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「本計画」という。）について、平成26年3月の改定（以下、旧計画という。）以降に行われた食品ロスやプラスチック問題に関する法整備、さらに村で策定した「東海村第6次総合計画」や「第3次東海村環境基本計画」の内容を本計画に反映するため、施策の展開やごみ排出量等の数値目標について、新たに見直しを行うこととしました。

本計画は、旧計画で掲げた方針等を踏襲しつつ、現状との乖離を修正し、社会情勢やライフスタイルの変化、発生している課題等を踏まえ、村が循環型社会を形成するために重要となるごみの処理・処分について、長期的かつ総合的な方針を示すものです。

2 計画の対象区域

本計画の対象区域は、東海村全域とします。

3 計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を除く「一般廃棄物」です。

廃棄物の区分を次に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことを指します。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている20種類のもので、輸入された廃棄物のことを指し、本計画の対象範囲外となります。

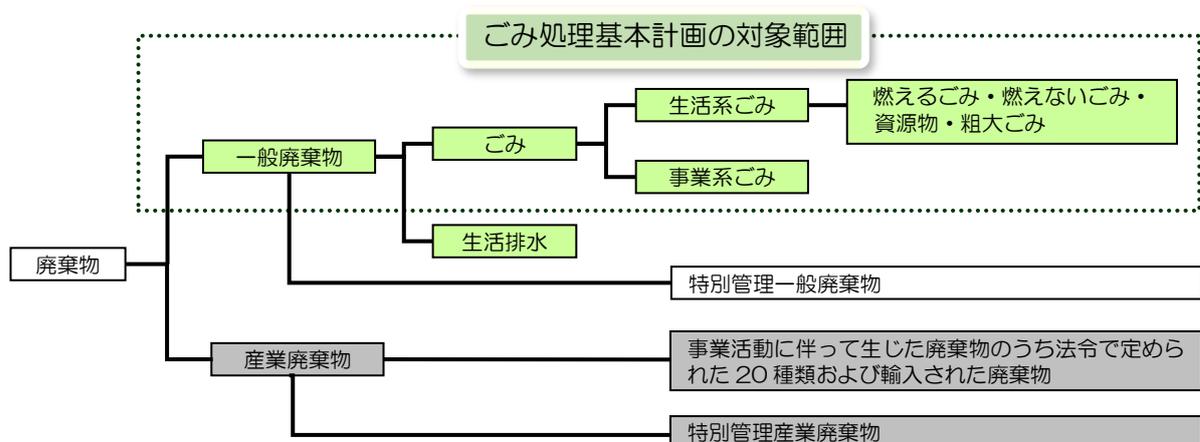


図 1-1 対象とする廃棄物

4 計画の位置付け

本計画の位置付けを次に示します。

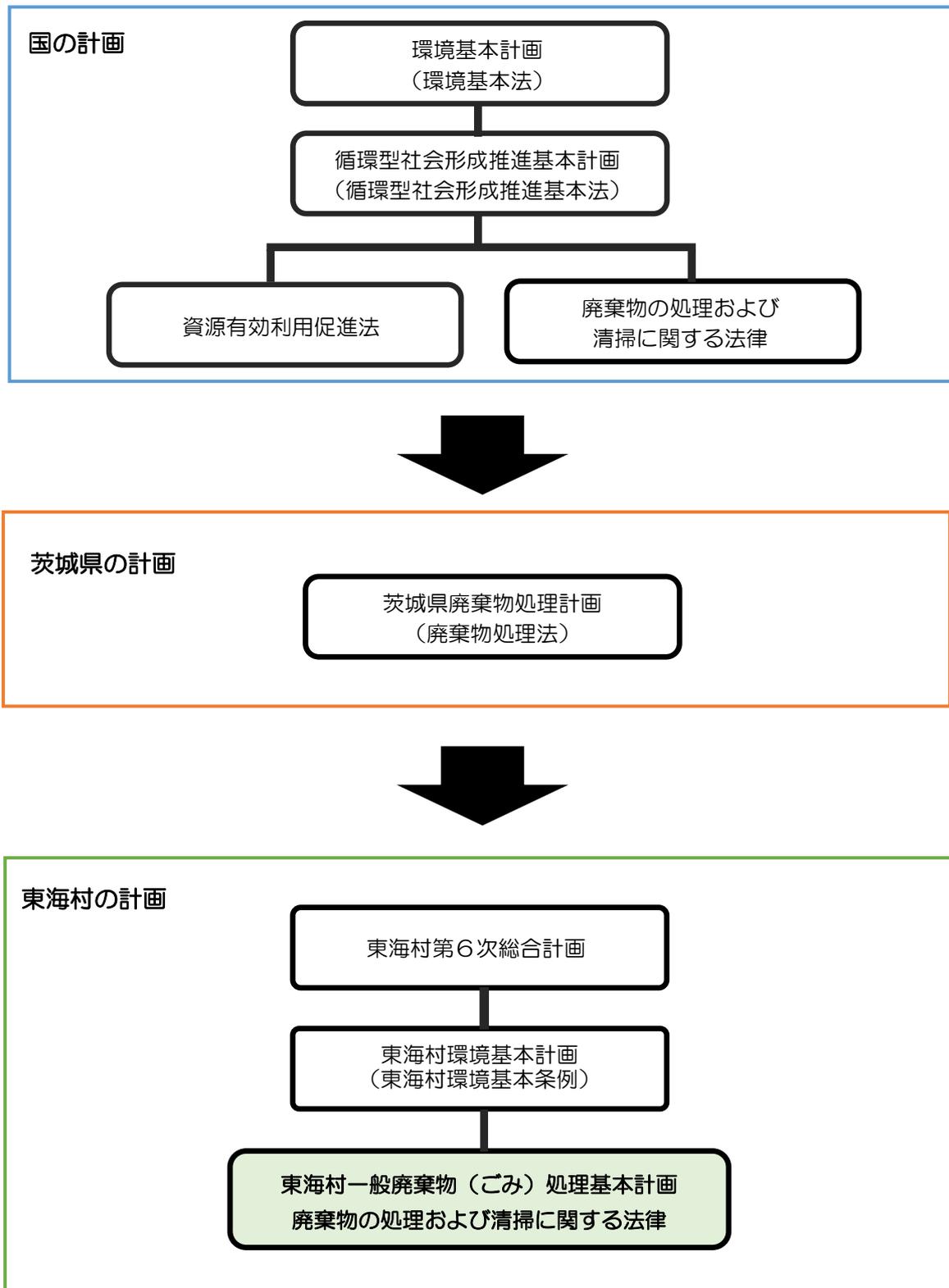


図 1-2 ごみ処理基本計画の位置付け

■ SDG s との関連について

SDG s とは、2015 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発目標」です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「世界の貧困をなくす」「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、2030 年を達成期限とする 17 のゴール、169 のターゲットおよびその進展を評価するための指針を持つ包括的な目標です。

本計画に関連する SDG s の目標は、以下に示すとおりです。



5 計画目標年度

本計画は、計画対象期間を令和 4 年（2022 年）度から令和 13 年（2031 年）度とし、向こう 10 年間の基本的施策について方向付けを行います。

なお、ごみの減量化・資源化の状況及び施策の進捗状況を確認し、必要に応じてその見直しを行うために、中間目標年度を 5 年後の令和 8 年度とします。また、計画対象期間中に、一般廃棄物処理行政を取り巻く環境に大きな変化があった場合についても、その機会ごとに見直しを行うこととします。

6 用語の定義

本計画における用語の定義を次に示します。

表 1-1 用語の定義

用語	定義
ごみ排出量	ごみとして排出されるすべての量 $\text{集団資源回収量} + \text{収集ごみ量 (主に家庭系ごみ)} + \text{直接搬入ごみ量 (主に事業系ごみ, 家庭系の多量ごみ)}$
集団資源回収量	子供会等の団体が主体的に回収した資源物の量
排出原単位	1人1日あたりのごみ排出量 (g/人日) $\text{ごみ排出量 (t/年)} \div \text{年間日数 365 (日/年)} \div \text{総人口 (人)} \times 1,000,000$
資源物	プラスチック製容器包装, ペットボトル, びん類, 缶類, 紙・布類, 乾電池, 蛍光灯など
ごみ	燃えるごみ, 燃えないごみ, 粗大ごみ
再資源化	ごみを原材料として再生利用や熱回収を行い, 有効利用すること
再資源化量	$\text{集団資源回収量} + \text{直接資源化量} + \text{中間処理後資源化量}$
直接資源化量	収集した資源物を直接リサイクル事業者に引き渡す量
中間処理後資源化量	村あるいは組合の施設で処理後に回収される資源物量 東海村清掃センター資源化施設で回収されるスチール, アルミなどの金属類, 木製家具, 小型家電品 ひたちなか・東海クリーンセンターで回収されるスラグ, メタル類
組合	ひたちなか・東海広域事務組合 東海村とひたちなか市が共同で設立した一部事務組合で, 燃えるごみの処理及びひたちなか・東海クリーンセンターの管理・運営 (DBO 方式) を行っている。
リサイクル率 (%)	$\text{再資源化量 (t/年)} \div \text{ごみ排出量 (t/年)} \times 100$
処分率 (%)	$\text{最終処分量 (t/年)} \div \text{ごみ排出量 (t/年)} \times 100$

第2章 東海村の概要

1 地理的・地形的特性

東海村は、茨城県の県庁所在地である水戸市の北東約 15km の距離にあり、茨城県央に位置します。東は太平洋に面し、西は那珂市、南はひたちなか市、北は久慈川を挟んで日立市と接し、形成される村域は、東西・南北とも約 7.9km とほぼ円形に近く、総面積は 38.00 km² となります。

村域の東側を国道 245 号、西側を国道 6 号が南北に縦断し、東京方面や水戸市、日立市方面への広域交通網として機能しています。また、常磐自動車道とのアクセス性向上などを目的に整備された東海スマート IC により、広域的な交流の促進が図られています。鉄道においては、JR 常磐線の東海駅には特急列車も停車するなど鉄道利用の利便性も向上しています。



図 2-1 東海村の位置

2 土地利用

(1) 土地利用の現況

次に東海村の土地利用の状況を示します。

表 2-1 土地利用の状況

都市計画区域	市街化区域	用途地域			市街化調整区域
		住居系	商業系	工業系	
3,765ha	1,103ha (29.3%)	414ha (37.5%)	19ha (1.7%)	670ha (60.7%)	2,662ha (70.7%)

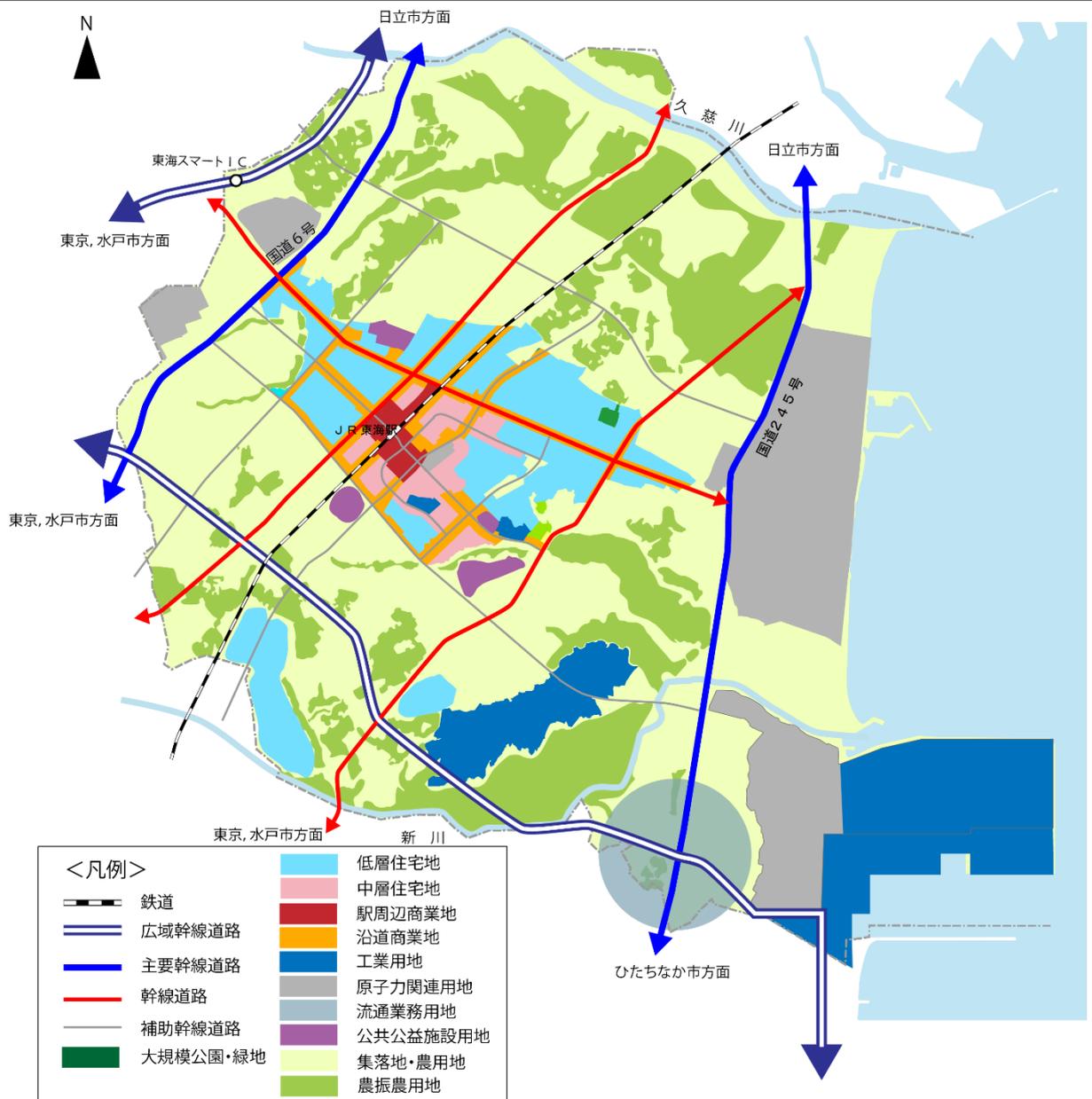
※用途地域の割合は小数点第2位を四捨五入しているため、割合の合計が 100.0%にならない場合があります。

出典：平成 29 年都市計画現況調査

(2) 土地利用方針

「東海村都市計画マスタープラン」では、現在の土地利用状況や法規制の状況、今後の開発動向等を踏まえて、目指すべき土地利用の基本方針として、次の項目を掲げています。

- 自然環境との調和や地域経済の活性化、防災性の向上を視野に、市街地の形成過程などを踏まえ、定住性の高い住宅地の形成や村内産業の発展に寄与する土地利用の実現を目指します。
- 土地区画整理事業の推進や地域地区の指定、地区計画制度の活用により、地域特性を踏まえたまちづくりを進めます。
- 市街地内においては、各種都市機能や住宅・商業などが立地した、生活利便性の高いコンパクトな市街地形成と、まちなか居住を促進します。
- 市街地外においては、周辺の緑地や農地などの自然環境の維持・保全と、集落の住環境を維持します。



出典：東海村都市計画マスタープラン

図 2-2 土地利用方針図

3 気象

東海村は、太平洋に面する平野のため、年間を通じて温暖な気候に恵まれており、台風や雪などの自然災害は少なく、恵まれた自然環境にあります。

気象は、次に示すとおり、令和2年の年平均気温は15.1度、最低気温は2月のマイナス4.7度、最高気温が8月の36.4度であり、平均風速は2.1 m/s、降水量は総量で1359.5mmとなっています。

表 2-2 気象の概要

年	気温 (°C)			平均風速 (m/s)	降水量 (mm)
	平均	最高	最低		
平成28年	15	36.5	-3.2	2.2	1368
平成29年	14.3	33.4	-4.3	2.2	1175
平成30年	15.4	35.5	-6.2	2.2	1302
令和元年	15.1	33.8	-2.6	2.1	1394
令和2年	15.1	36.4	-4.7	2.1	1359.5
令和2年1月	6.7	16.7	-1.4	2.2	143
2月	6.7	16.2	-4.7	2.3	41
3月	9.1	23.1	-1	2.5	109
4月	11	22.6	2.8	2.5	159.5
5月	17.6	27.3	7	2.1	185
6月	21.1	32.6	15.9	1.8	200
7月	22.1	30.6	16.8	1.8	210
8月	26.7	36.4	19.7	1.8	12
9月	23.4	34.9	15.1	2.1	132
10月	16.9	24.9	6.6	1.8	139.5
11月	13.1	23.5	5	1.9	20.5
12月	6.8	16.6	-3	2	8

観測所：日立気象観測所 出典：気象庁資料

4 人口・世帯の推移

東海村の人口・世帯の推移を次に示します。

人口は、令和2年（2021年）4月現在で37,690人、世帯数は15,059世帯となっており、平成28年度と比較して人口の変化はほとんどなく、世帯は521世帯増加しています。

1世帯当たりの世帯人員は、平成28年（2016年）度で2.59人でしたが、令和2年（2020年）度では2.50人と減少傾向にあります。

表 2-3 人口・世帯の推移

項目	年度				
	H28	H29	H30	R1	R2
人口（人）	37,695	37,645	37,546	37,611	37,690
世帯数（世帯）	14,538	14,601	14,701	14,870	15,059
世帯人口	2.59	2.58	2.55	2.53	2.50

人口：常住人口
出典：東海村ホームページ（各年度4月1日現在）

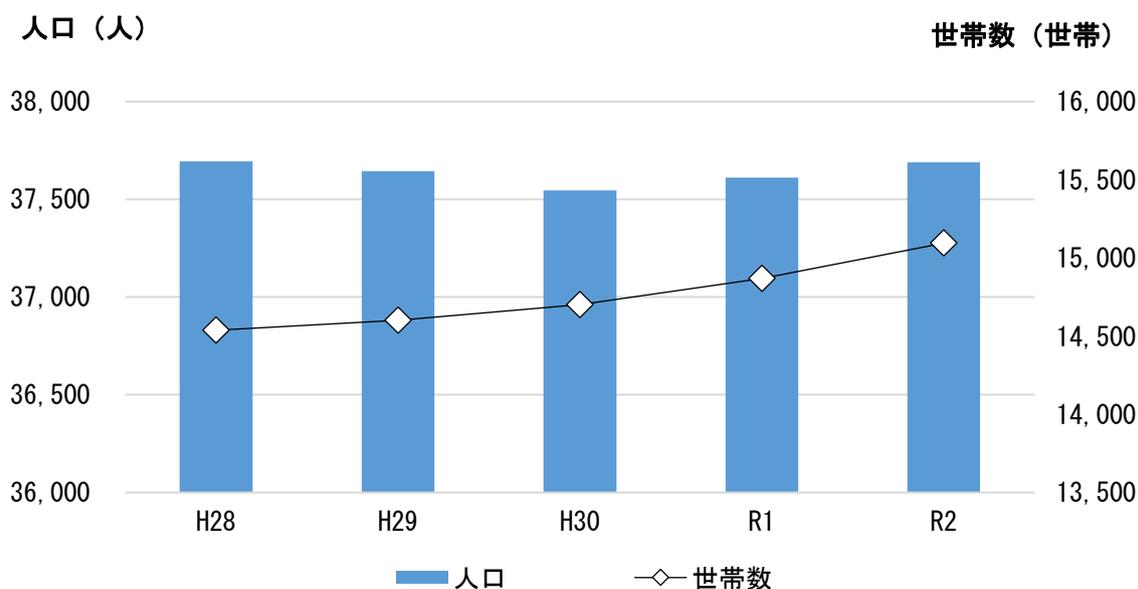


図 2-3 人口・世帯の推移

東海村の年齢別人口の推移を次に示します。

平成 28 年度から令和 2 年度にかけて、年少人口の割合が減少傾向に、老年人口の割合が増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがわかります。

表 2-4 年齢別人口の推移

区分 年度	総人口		年少人口 (0~14 歳)		生産年齢人口 (15~64 歳)		老年人口 (65 歳以上)	
	人		人	%	人	%	人	%
H28	38,386		6,015	15.67	23,290	60.67	9,081	23.66
H29	38,336		5,911	15.42	23,194	60.50	9,231	24.08
H30	38,237		5,751	15.04	23,122	60.47	9,364	24.49
R1	38,302		5,640	14.73	23,159	60.46	9,503	24.81
R2	38,381		5,531	14.41	23,274	60.64	9,576	24.95

人口：住民基本台帳
出典：東海村ホームページ（各年度 4 月 1 日現在）

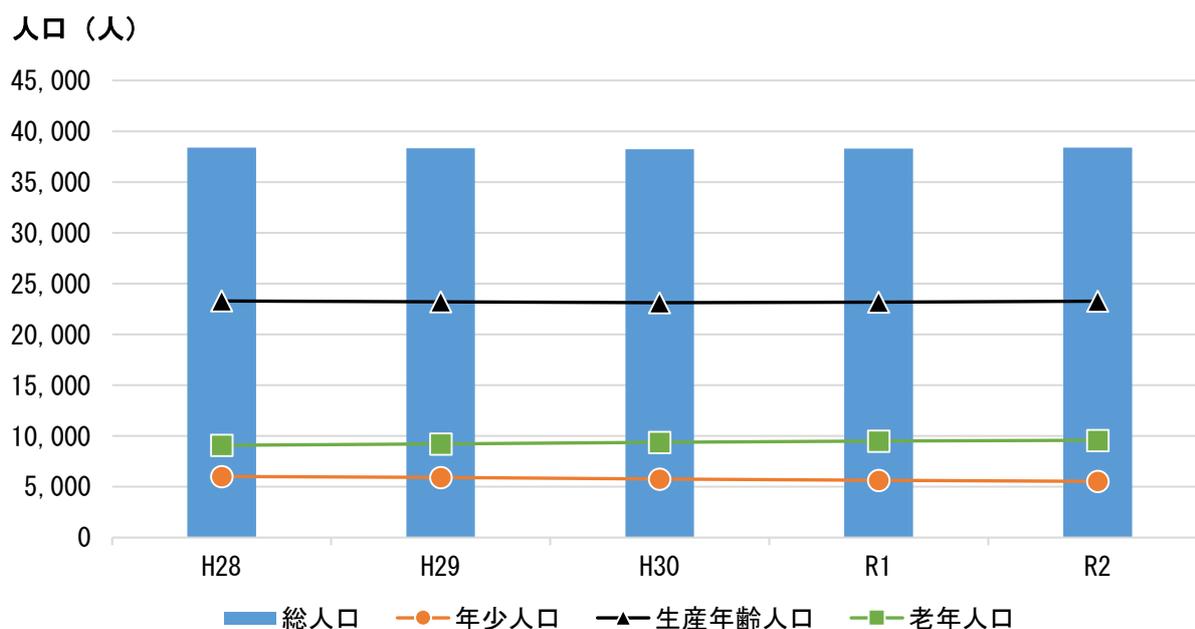


図 2-4 年齢別人口の推移

東海村の将来人口の推計を次に示します。

東海村の将来人口は、東海村人口ビジョンにおいて、令和7年(2025年)の推計人口は37,781人、令和12年(2030年)は37,341人、令和27年(2045年)では35,681人としています。

令和2年における東海村の人口は37,690人となっており、将来的に減少していくことが推測されています。また、年少人口及び生産年齢人口の構成比が減少し、老年人口の構成比が増加する予測になっていることから、少子高齢化が更に進むことが想定されます。

表 2-5 将来人口

項目	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
総人口(人)	37,781	37,341	36,758	36,170	35,681
年少人口	5,102	4,788	4,539	4,470	4,493
(構成比)	13.50%	12.82%	12.35%	12.36%	12.59%
生産年齢人口	23,028	22,676	21,642	20,035	19,145
(構成比)	60.95%	60.73%	58.88%	55.39%	53.66%
老年人口	9,651	9,877	10,578	11,665	12,042
(構成比)	25.55%	26.45%	28.78%	32.25%	33.75%

出展：東海村人口ビジョン

(平成30年社人研推計値をベースとした村の将来展望)

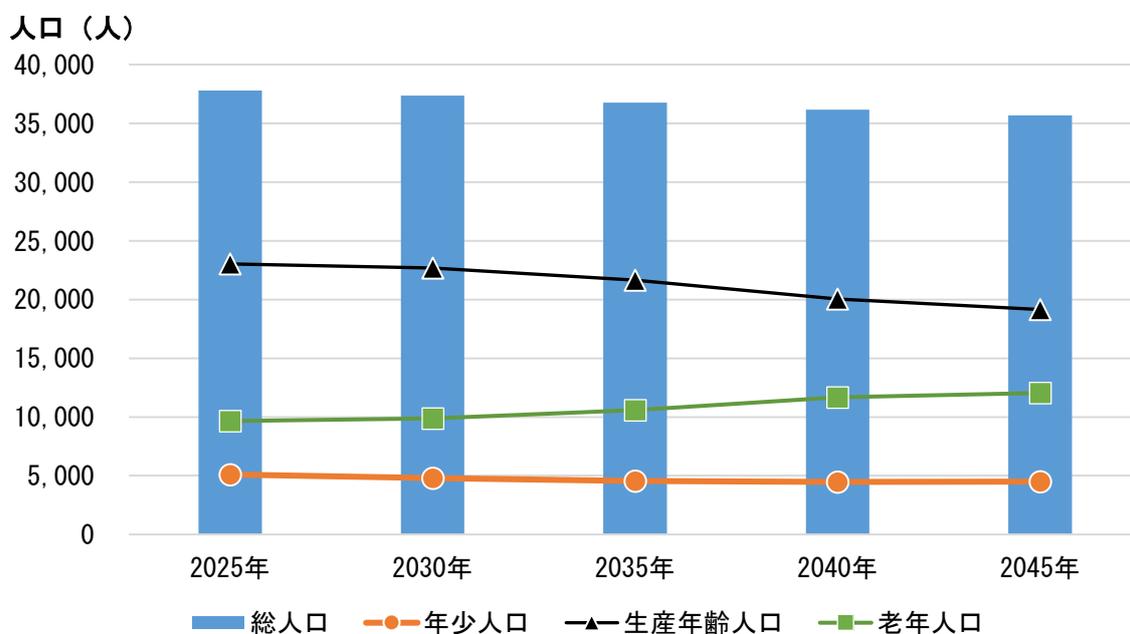


図 2-5 将来人口

5 産 業

事業所数及び従業者数の推移を次に示します。

表 2-6 事業所数及び従業者数の推移

事業所数 (事業所)				従業者数 (人)			
平成 16 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 26 年	平成 16 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 26 年
1,248	1,276	1,327	1,274	15,745	17,737	18,784	17,881

出典：平成 28 年度 東海村統計書

表 2-7 に産業大分類別の事業所数及び従業者数を示します。

東海村では、第 3 次産業の従業者数が 75.68% を占めています。その中でも学術研究，専門・技術サービス業が最も多く，次いで卸売業・小売業，医療・福祉，サービス業（他に分類されないもの）の順に多くなっています。

表 2-7 産業大分類別の事業所数及び従業者数

産業分類	区分	平成 26 年	
		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
総 数		1,274	17,881
第 1 次産業		6 (0.47%)	58 (0.32%)
	A 農業，林業	6	58
	B 漁業	—	—
第 2 次産業		258 (20.25%)	4,290 (23.99%)
	C 鉱業，採石業，砂利採取業	—	—
	D 建設業	172	1,578
	E 製造業	86	2,712
第 3 次産業		1,010 (79.28%)	13,533 (75.68%)
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	8	490
	G 情報通信業	16	594
	H 運輸業，郵便業	43	461
	I 卸売業，小売業	266	2,075
	J 金融業，保険業	9	171
	K 不動産業，物品賃貸業	63	163
	L 学術研究，専門・技術サービス業	57	3,919
	M 宿泊業，飲食サービス業	176	1,117
	N 生活関連サービス業，娯楽業	130	470
	O 教育，学習支援業	47	638
	P 医療，福祉	89	1,715
	Q 複合サービス事業	7	35
	R サービス業（他に分類されないもの）	89	1,324
	S 公務	10	361

出典：平成 28 年度 東海村統計書

6 関連計画

(1) 東海村第6次総合計画

東海村第6次総合計画では、令和12年(2030年)のありたい姿・あるべき姿(目指すべき村の方向性)を「将来ビジョン」として、また、その実現のために、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間で、どのような取り組みを行うのかを「計画体系」で示しています。

本計画に関連する分野は、以下に示すとおりです。

将来ビジョン

〈令和12年(2030年) - 東海村のありたい姿・あるべき姿〉

「輝くSONZAI つながるTOKAI」

～共に生き 共に育つ しなやかで活力あるまち～

表 2-8 東海村第6次総合計画 関連分野 (1/2)

取組	内容
取組の柱	2 魅力あるまちづくり
政策2-1	東海村らしさを高め、環境と共生した快適なまちをつくる
施策 2-1-1	<p>【村の特性に対応した機能性と質の高い都市環境の充実】</p> <p>東西、南北とも8kmのコンパクトシティである東海村の特性を生かすため、村の顔となる土地区画整理地内などの市街地を中心に、自然に人々が行き交い、交流を誘発する都市基盤の充実を図るほか、村全体を俯瞰し、居住環境や自然環境、農地・林地など異なる環境の共存を目指したまちづくりを推進します。</p> <p>また、近年社会問題化している空き家の増加が、魅力あるまちづくり実現の阻害要因につながることをないよう、分野を横断し、さまざまな観点から空き家の発生防止や発生後の対策などに取り組みます。</p>

表 2-8 東海村第6次総合計画 関連分野 (2/2)

取組	内容
取組の柱	2 魅力あるまちづくり
政策2-1	東海村らしさを高め、環境と共生した快適なまちをつくる
施策 2-1-2	<p>【環境に配慮した持続可能なまちづくりの推進】</p> <p>環境へ配慮した質の高い生活の確保や活動、村の貴重な資源である豊かな自然を守り育てることは、地域資源を有効に生かした持続可能な社会の構築につながります。生物系の保全・再生や資源循環による環境負荷の低減などについて、村民や事業所、団体などの多様な主体とのパートナーシップによる取組を推進することにより、自然と人が共生する快適で心豊かな生活環境の確保につなげます。</p>
取組の柱	3 安心して暮らし続けることができるまちづくり
政策3-2	生涯安心して暮らすことができる住環境の整った住みよいまちをつくる
施策 3-2-2	<p>【時代の変化に対応した都市基盤の整備】</p> <p>村民の暮らしの安全性を確保するとともに、利便性の向上を図るため、これまで整備してきた都市基盤について、慢性化する渋滞やJR東海駅周辺における駐輪台数の増加などの現状を踏まえ、時代の変化に対応した改修・整備を行うとともに、将来を見据え、道路や公共施設の継続的な維持管理と計画的な更新作業を進めます。</p> <p>また、誰もが暮らしやすく、気軽に社会参加できるまちを目指し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。</p>

(2) 第3次東海村環境基本計画

東海村では、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5年間の環境政策の基本的な指針となる『第3次東海村環境基本計画』を策定しました。

計画の理念

自然豊かな環境を 一人ひとりが力を合わせて守り育て
 ライフスタイルを見直し 持続可能な社会を足元から実現する

表 2-9 東海村環境基本計画（1/3）

■ 5分野で取り組みを展開

分野	取組（大項目）
自然共生社会	生物多様性の保全・再生
	みどりの保全とネットワークの形成
	水環境の保全
低炭素社会	地域エネルギー政策
	低炭素型ライフ／ビジネススタイルの推進
	交通の低炭素化
循環型社会	ごみを出さない暮らしへの転換
	循環型ライフスタイルの推進
	資源循環システムの向上
生活環境	快適で安全な暮らしの担保
	気候変動への適応
	東海村らしさの継承
持続可能な地域づくりを担う人材育成	学校での環境学習
	地域での環境学習
	人材・団体のネットワーク化

表 2-9 東海村環境基本計画 主な関連分野（2/3）

取組	内容
分野	循環型社会
大項目 1	<p>ごみを出さない暮らしへの転換</p> <p>【エシカル消費の推進】 エシカル消費についての情報発信を強化し、消費行動の転換を図ります。 消費者に対し食品表示に関する情報提供に努めます。 環境にやさしい小売店（エコ・ショップ）の育成を継続します。</p> <p>【家庭や事業所における資源の再利用】 清掃センターでのリユース事業の活用を図ると共に、村内団体によるリユース活動を支援します。 事業系ごみのリデュース・リユースについての情報発信や排出指導を行います。</p> <p>【食品ロス対策】 事業者と連携した食品ロス対策の広報を行うと共に、村内団体による食品ロス対策活動を支援します。</p>
大項目 2	<p>循環型ライフスタイルの推進</p> <p>【生ごみの減量化と利用の推進】 生ごみ処理機の設置補助などにより、家庭における生ごみ循環利用を促進します。</p> <p>【循環型農業、地産地消の推進】 学校給食における村内や近隣農産物の使用状況を公表し、地産地消への関心の喚起に努めます。</p>

表 2-9 東海村環境基本計画 主な関連分野 (3/3)

取組	内容
分野	循環型社会
大項目3	資源循環システムの向上
中項目1	<p>【資源リサイクル意識の向上や醸成】</p> <p>再生資源分別回収制度の活用を呼びかけ、地区での資源回収活動を促進します。</p> <p>回覧板や広報誌に加え、SNSやイベントを活用した情報発信を強化し、資源回収の向上を図ります。</p> <p>地域ボランティア活動などで発生した剪定枝葉や草の活用方法を検討します。</p>
中項目2	<p>【高齢者世帯のごみ分別・排出支援】</p> <p>関係機関との連携により、高齢者世帯の戸別収集を実施します。</p>
中項目3	<p>【紙ごみ分別の推進】</p> <p>住民・事業者に対して、紙ごみの分別に関する呼びかけを強化します。更に、事業者向けには効果的な資源化方法の情報提供をします。</p>
中項目4	<p>【資源回収拠点の整備】</p> <p>地区と情報共有しながらごみ集積所の適正な維持管理を継続し、必要に応じて管理手法の変更を検討します。</p>
中項目5	<p>【廃食油等の品質向上や用途の拡大】</p> <p>家庭や公共施設等から出る廃食油の回収を継続し、よりよい回収方法について検討します。</p>

7 関係法令等

(1) 関連法令等の概要

平成6年(1994年)8月に「環境基本法」が施行され、平成12年(2000年)4月には「容器包装リサイクル法」が、平成13年(2001年)1月には循環型社会に向けた基本的枠組みを示した「循環型社会形成推進基本法」がそれぞれ施行され、以後、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法が順次施行されました。

近年は、食品ロスやプラスチック廃棄物に注視され、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたほか、令和4年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されます。

これらの概要を次に示します。

表 2-10 関連法令等の概要

年月	関係法令等	概 要
平成30年4月	第五次環境基本計画	環境基本計画は、環境基本法に基づき、政府全体の環境政策の方向性を定めるものです。 本計画は、地球規模の環境の危機を反映した国際的合意である「持続可能な開発目標(SDGs)」と「パリ協定」採択後に初めて策定された環境基本計画であり、環境に関する課題のみでなく、経済・社会的課題も「同時解決」していくことを目指すものです。(閣議決定)
平成30年6月	第四次循環型社会形成推進基本計画	環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環③適正処理の更なる推進と環境再生④万全な災害廃棄物処理体制の構築⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外発展の推進⑥循環分野における技術開発、人材育成、情報発信等を掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。(閣議決定)
令和元年5月	プラスチック資源循環戦略	第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチック資源循環を総合的に推進するための「プラスチックに係る資源循環戦略」が策定されました。
令和元年7月	食品リサイクル法に基づく新たな基本方針	食品リサイクル法に基づく新たな基本方針(1.食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向 2.食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標 3.食品資源循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項)の公表を行うとともに、併せて検討を行っていた政省令・告示の改正に係る公布を行いました。
令和元年10月	食品ロスの削減の推進に関する法律	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食品ロス削減を総合的に推進することを目的とします。
令和4年4月	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

(2) 国の方針・計画等

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、環境負荷の軽減や資源循環を促進するため、環境及びリサイクル関連法が施行されました。これらの関連法令に基づく国の方針・計画等の経過を次に示します。

表 2-1 1 廃棄物処理・再資源化に関する国の方針・茨城県の計画等の経過

年月	関連する計画等
平成13年 5 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
平成13年 8 月	第1次茨城県廃棄物処理計画（県）
平成15年 3 月	循環型社会形成推進基本計画（国）
平成17年 4 月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成17年 5 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成18年 3 月	第2次茨城県廃棄物処理計画（県）
平成19年 6 月	一般廃棄物会計基準（国） 一般廃棄物処理有料化の手引き（国） 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（国）
平成20年 3 月	第二次循環型社会形成推進基本計画策定（国）
平成22年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成23年 4 月	第3次茨城県廃棄物処理計画（県）
平成25年 5 月	第三次循環型社会形成推進基本計画策定（国）
平成28年 1 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成28年 3 月	第4次茨城県廃棄物処理計画（県）
平成30年 6 月	第四次循環型社会形成推進基本計画策定（国）
令和3年 3 月	第5次茨城県廃棄物処理計画（県）

8 国, 茨城県の達成目標

(1) 国の達成目標

1) 第四次循環型社会形成推進基本計画の目標値

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 15 年に策定されました。

計画策定後概ね 5 年ごとに見直しを行うこととされており、平成 30 年 6 月 19 日に第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されています。

多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化に関する項目別物質フロー指標（代表指標）と数値目標は、次に示すとおりです。

表 2-12 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化に関する
項目別物質フロー指標（代表指標）と数値目標

指 標	数値目標	目標年次	備 考
1人1日当たりのごみ排出量 ^{注1)}	約 850g/人/日	2025 年度	
1人1日当たりのごみ排出量 ^{注2)}	約 440g/人/日	2025 年度	廃棄物処理基本方針 ^{注4)}
事業系ごみ排出量 ^{注3)}	約 1,100 万トン	2025 年度	
<p>注1) 1人1日当たりのごみ排出量： ごみ排出量（計画収集量，直接搬入量，集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）/人口/365日</p> <p>注2) 1人1日当たりのごみ排出量： 家庭系ごみ排出量（集団回収量，資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量）/人口/365日</p> <p>注3) 事業系ごみ排出量： 事業所数の変動が大きいこと，事業所規模によってごみの排出量に顕著な差がみられることなどから，1事業所当たりではなく，事業系ごみの「総量」について指標とする。</p> <p>注4) 廃棄物処理基本方針： 廃棄物処理法第5条の2に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において同様の指標が定められている。今後，廃棄物処理基本方針を改定する際に，第四次循環基本計画の目標と整合するよう廃棄物処理基本方針の目標を検討する予定。</p>			

2) 国の一般廃棄物減量化目標

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を平成13年(2001年)5月に定め、平成17年(2005年)5月、平成22年(2010年)12月、平成28年(2016年)1月に改正されています。

この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減を配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示しています。

国の基本方向および数値目標を次に示します。

表 2-13 国の一般廃棄物の減量化目標量

項目	平成24年度 (現状) (百万t/年)	平成32年度 (平成24年度に対しての 目標値)
排出量	45	約12%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ 排出量	—	500g
再生利用量	9.3	約21%から約27%に増加
最終処分量	4.7	約14%削減

(2) 茨城県の達成目標

「茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」(計画期間:2018-2021年)は、県政運営の基本となる総合計画であり、1人1日当たりのごみ排出量の目標を設定しています。

表 2-14 茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～における目標

指標名	現状 (2017年度)	目標 (2021年度)	備考
1人1日当たり のごみ排出量	983g (全国36位)	905g以下	「第4次茨城県廃棄物処理計画」 (2016～2020年)の目標達成と併せて、国よりも短期間に、国が目標とする削減率(約8%)を県において達成することを目指し、目標値を設定。

第3章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理フロー

東海村のごみ処理フロー及び令和2年度の処理実績は、次に示すとおりです。

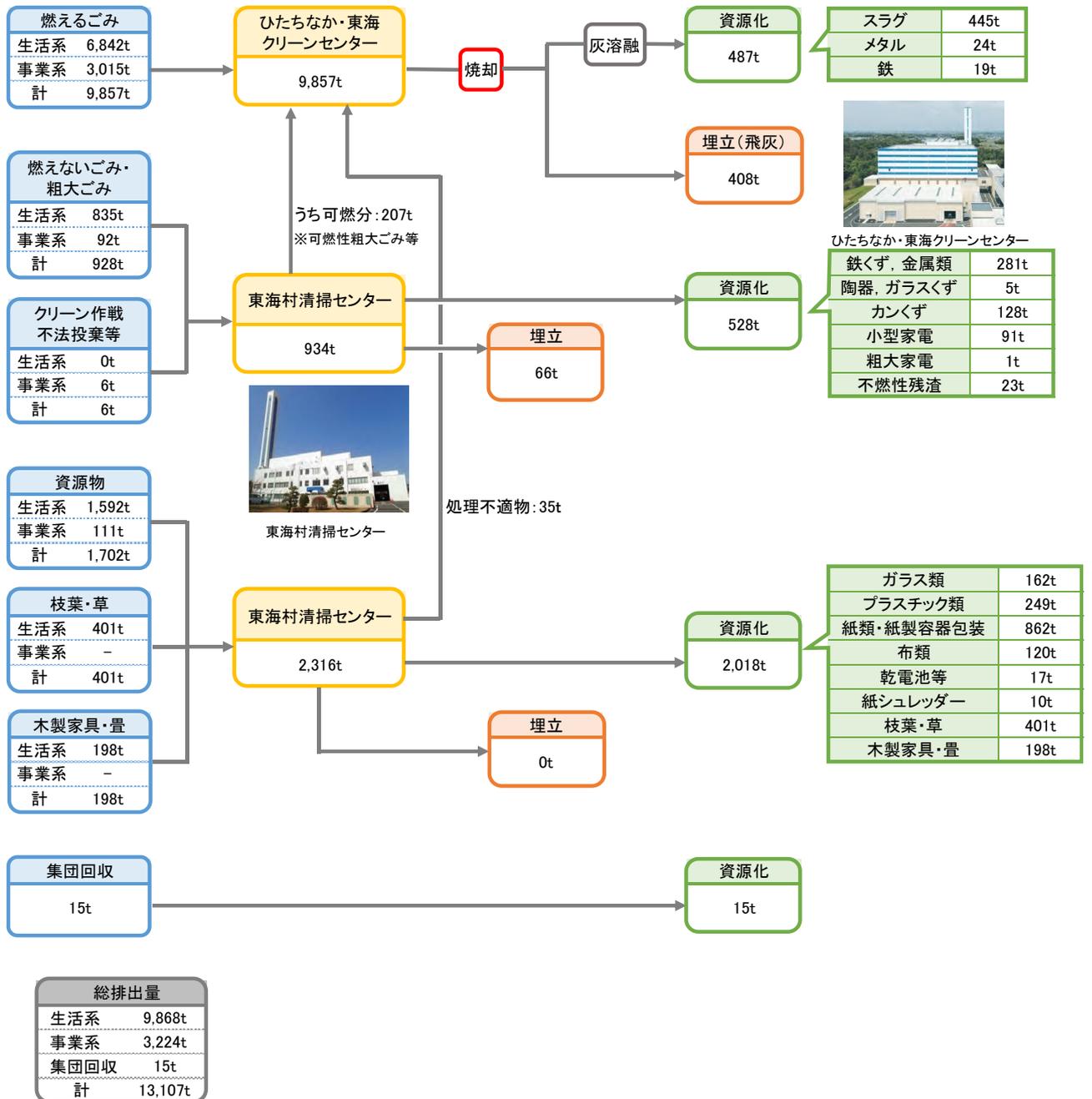


図 3-1 ごみ処理フロー (令和2年度)

2 ごみの分別区分

東海村の家庭系ごみの分別区分は、次に示すとおりです。

なお、事業系ごみの分別区分は家庭系ごみの分別区分に準じます。

表 3-1 家庭系ごみの分別区分（令和2年度）

分別品目	内容	ごみ出し容器	その他
燃えるごみ	生ごみ、紙くず、木くず、竹片、その他の可燃性のごみ、ビニール・ポリ・プラスチック製品等	指定ごみ袋（黄色） [45ℓ, 30ℓ, 20ℓ]	ごみ集積所 週2回収集
燃えないごみ	金属類、陶磁器類、ガラス片等	指定ごみ袋（青色） [45ℓ, 30ℓ, 20ℓ]	ごみ集積所 月2回収集
粗大ごみ	指定ごみ袋（45ℓ）に入らないもの 家具類、自転車、ストーブ等	ごみ処理券を貼って 出す	ごみ集積所 月2回収集
資源物	プラスチック製容器包装	プラマークが付いているもの	透明袋・半透明袋
	ペットボトル	PET マークがついているもの	ネット容器収集
	乾電池・蛍光灯・電球・水銀体温計等	乾電池、蛍光灯・電球、水銀体温計等	コンテナ収集
	びん 空き缶 スプレー缶	ガラスびん（無色・茶色・その他の色） 空き缶（スチール缶・アルミ缶） スプレー缶（中身を空にしたもの）	コンテナ収集 ネット容器収集 ネット容器収集
	新聞・新聞折込 チラシ	新聞・新聞折込チラシ	ひもで束ねる
	古雑誌・書籍類	雑誌・書籍類	ひもで束ねる
	紙製容器包装	紙マークがついているもの （装紙・紙袋・菓子箱など）	回収ネット収集
	段ボール	段ボール類	ひもで束ねる
	紙パック	紙パックマークがついているもの （牛乳パックなど）	ひもで束ねる
	衣類等	衣類等	透明袋・半透明袋
			資源物ステーション 月2-4回

3 ごみ排出量など

(1) ごみ排出量の実績

1) 総排出量

過去5年間の生活系ごみ及び事業系ごみの総排出量の推移は、次に示すとおりです。

総排出量は、増加傾向にあります。

生活系ごみは平成 29 年度に減少しましたが、それ以降は増加傾向にあり、令和 2 年度には大きな増加がみられます。

事業系ごみは平成 30 年度から令和元年度にかけて 1 割以上増加するなど増加傾向にありましたが、令和 2 年度に減少しています。

総排出量に占める生活系ごみの割合は約 75%，事業系ごみは約 25%です。事業系ごみの占める割合は増加傾向にありましたが、令和 2 年度に減少しました。

表 3-2 生活系ごみ及び事業系ごみ排出量の推移

		H28	H29	H30	R1	R2
生活系ごみ	t/年	9,542	9,458	9,597	9,598	9,883
	%	76.6	75.3	75.4	73.5	75.4
事業系ごみ	t/年	2,920	3,105	3,133	3,458	3,224
	%	23.4	24.7	24.6	26.5	24.6
総排出量	t/年	12,462	12,564	12,730	13,057	13,107

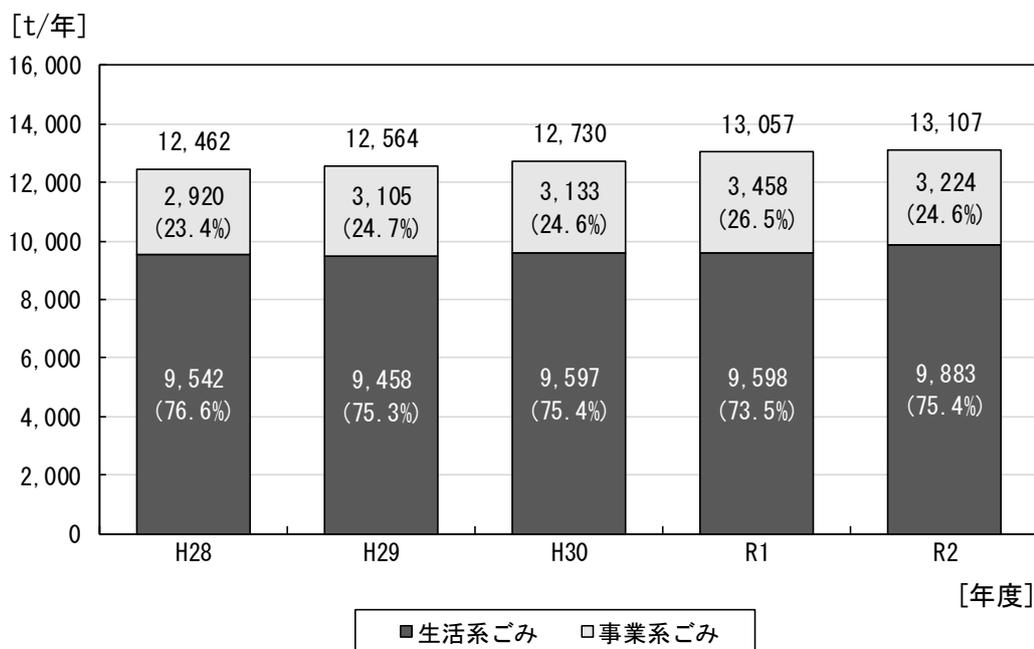


図 3-2 生活系ごみ及び事業系ごみ総排出量の推移

注) 小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

2) 種類別排出量

過去5年間のごみの種類別排出量の推移は、次に示すとおりです。

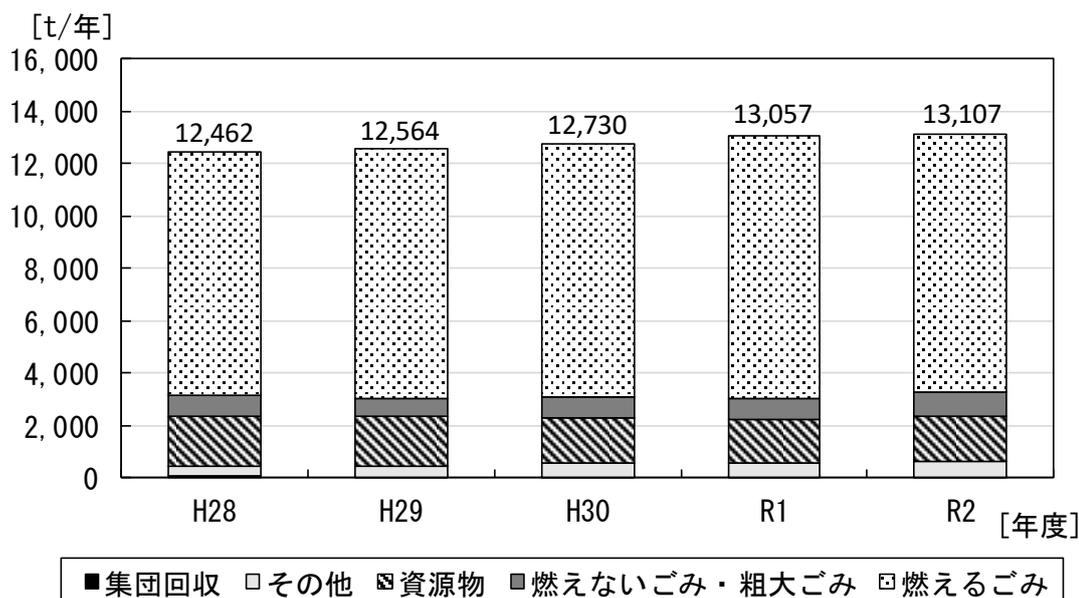
燃えるごみは増加傾向にありましたが、令和2年度に減少しました。

一方、資源物は減少傾向にありましたが、令和2年度に増加しています。

また、令和2年度の種類別排出量の割合は図 3-4 に示すとおりであり、燃えるごみが全体の約 75% を占めています。

表 3-3 種類別排出量の推移

ごみの種別	[t/年]				
	H28	H29	H30	R1	R2
燃えるごみ	9,324	9,533	9,624	10,030	9,857
燃えないごみ・粗大ごみ	755	681	796	817	928
資源物	1,948	1,887	1,759	1,658	1,702
その他	386	424	508	522	605
集団回収	48	39	43	31	15
計	12,462	12,564	12,730	13,057	13,107



※その他：資源化処理されている枝葉・草等

図 3-3 種類別排出量の推移

注) 小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

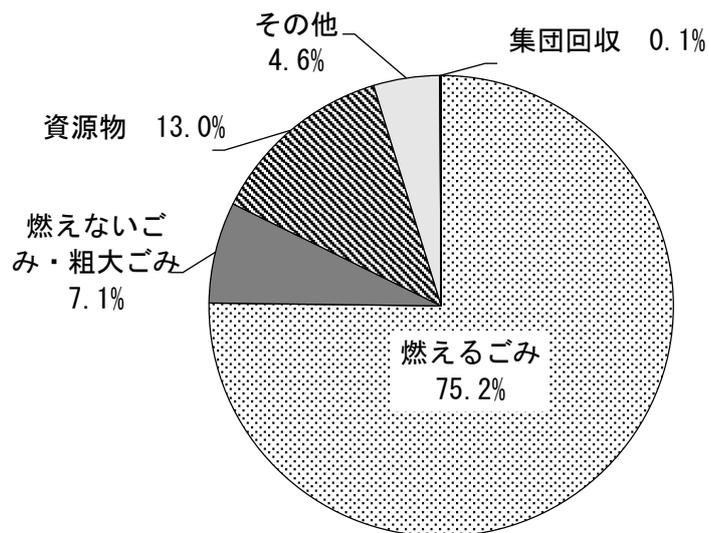


図 3-4 種類別排出量の割合 (令和2年度)

3) 集団回収量

過去5年間の集団回収量の内訳は、次に示すとおりです。

令和2年度の集団回収量は15.03tであり、内訳は多い順にアルミ缶4.67t、新聞4.16t、雑誌3.71t、段ボール2.12t、紙パック0.21t、布類0.16tでした。

また、令和2年度の集団回収量の割合は図3-6に示すとおりであり、新聞、雑誌、段ボール、紙パックの古紙類が全体の約7割を占めています。

表 3-4 集団回収量の内訳

	[t/年]				
	H28	H29	H30	R1	R2
紙パック	1.17	1.09	0.72	0.65	0.21
ペットボトル	0.34	0.40	0.00	0.00	0.00
雑誌	4.31	6.62	4.30	3.06	3.71
新聞	29.73	15.99	24.27	16.14	4.16
段ボール	5.01	6.03	6.07	4.49	2.12
びん類	0.44	0.35	0.26	0.09	0.00
アルミ缶	6.86	7.46	6.19	5.93	4.67
布類	0.56	0.88	0.85	0.31	0.16
その他	0.02	0.02	0.02	0.03	0.00
計	48.43	38.83	42.67	30.70	15.03

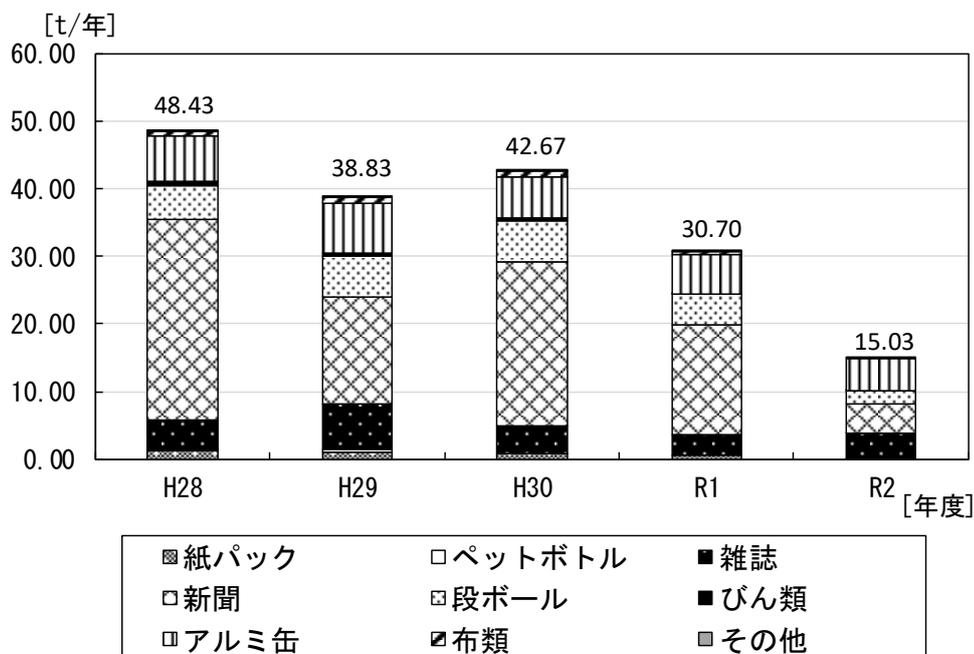


図 3-5 集団回収量の内訳

注) 小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

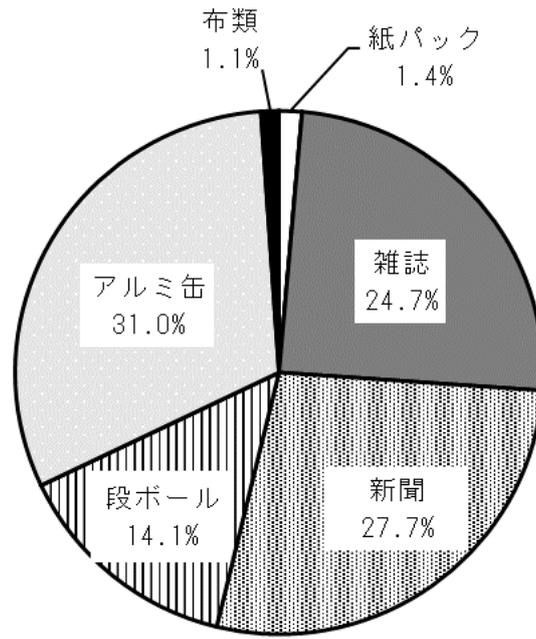


図 3-6 集団回収量の内訳（令和2年度）

4) ごみ排出量原単位

過去5年間のごみ排出量原単位の推移は、次に示すとおりです。

ごみ排出量原単位は増加傾向にあり、令和2年度は948g/人日と、平成28年度に比べて42g、割合では4.4%増加しています。

内訳で見ると、生活系ごみは横ばいの傾向でしたが、令和2年度に大きく増加しています。事業系ごみは令和元年度に大きく増加しましたが、令和2年度は減少しました。

また、全国平均及び茨城県平均との比較は表3-6及び図3-8に示すとおりであり、平成29年度までは茨城県平均及び全国平均より低い値で推移していましたが、平成30年度以降は全国平均を上回っています。

表 3-5 ごみ排出量原単位の推移

	[g/人日]				
	H28	H29	H30	R1	R2
生活系ごみ	694	687	699	696	715
家庭系ごみ	529	525	540	544	555
家庭系資源物 (集団回収含む)	165	163	159	151	159
事業系ごみ	212	225	228	250	233
総排出量	906	913	927	946	948

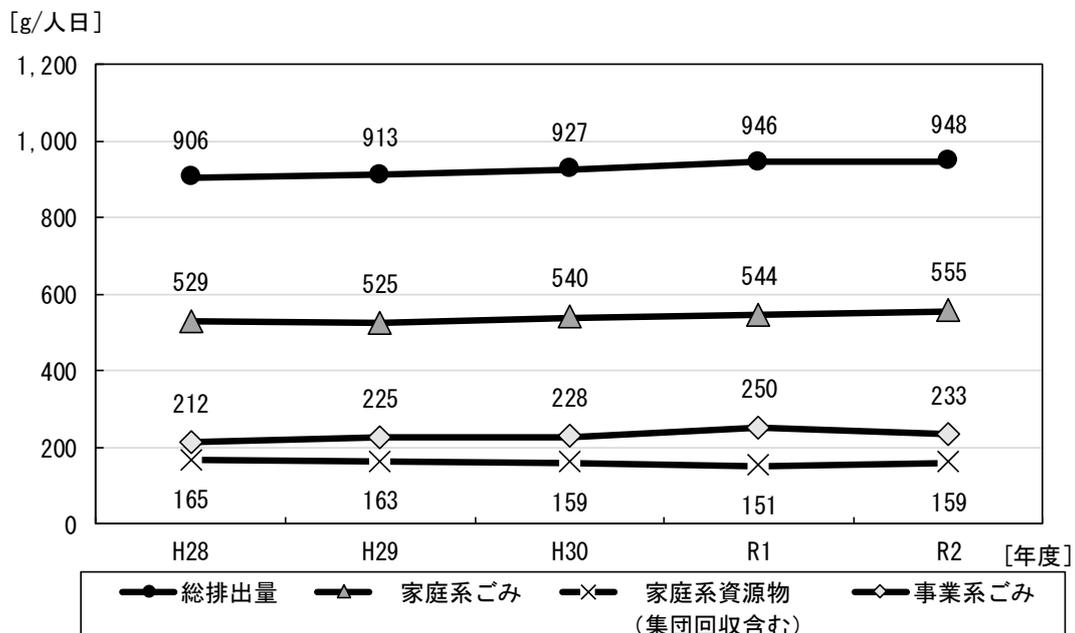
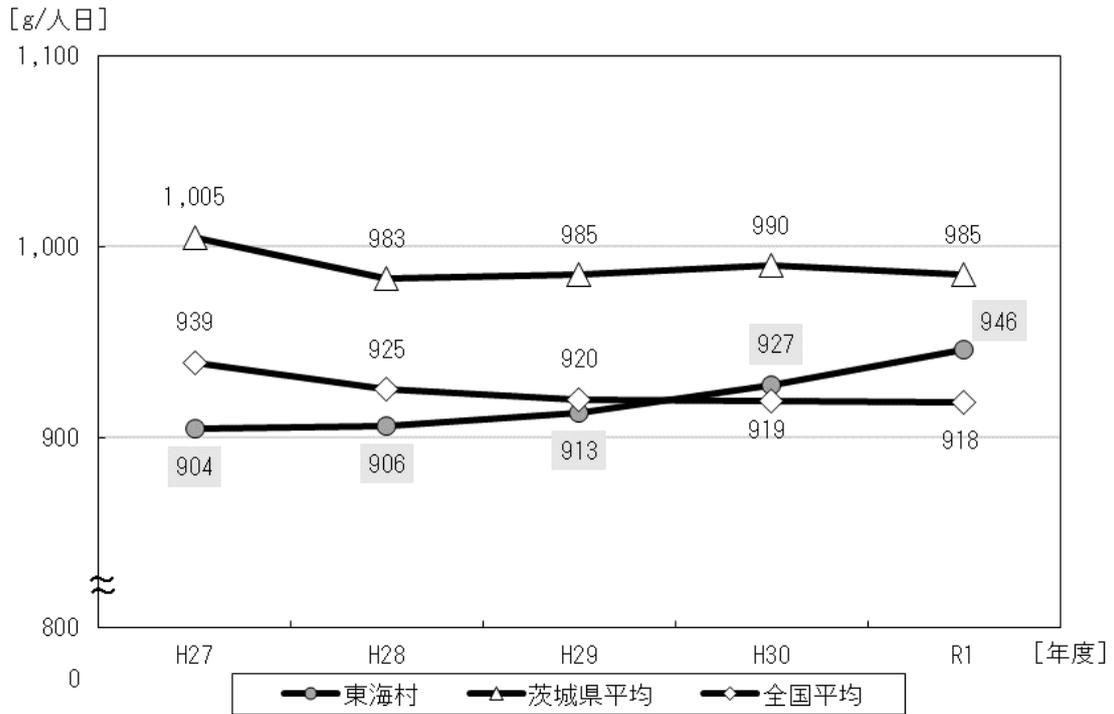


図 3-7 ごみ排出量原単位の推移

注) 小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

表 3-6 国, 茨城県との比較 (ごみ排出量原単位)

	[g/人日]				
	H27	H28	H29	H30	R1
東海村	904	906	913	927	946
茨城県平均	1,005	983	985	990	985
全国平均	939	925	920	919	918



出典：県及び国平均は「環境省一般廃棄物処理実態調査」より

図 3-8 国, 茨城県との比較 (ごみ排出量原単位)

4 ごみ質分析結果

種類別組成値

過去5年間のひたちなか・東海クリーンセンターにおける種類別組成分析結果は、次に示すとおりです。

全ての年度において紙・布類が全体の約半分の割合を占めており、次いで、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、木・竹・ワラ類、厨芥類、その他、不燃物類となっています。

表 3-7 種類組成値の推移

[%]

	H28	H29	H30	R1	R2	5年間平均
紙・布類	46.5	49.1	44.8	48.3	45.9	46.9
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	26.8	24.1	28.3	27.2	26.1	26.5
木・竹・ワラ類	13.0	13.1	15.2	12.2	13.7	13.4
厨芥類	6.8	6.6	6.6	6.0	7.6	6.7
不燃物類	3.1	1.8	1.2	1.4	2.0	1.9
その他	3.8	5.3	3.9	4.9	4.7	4.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

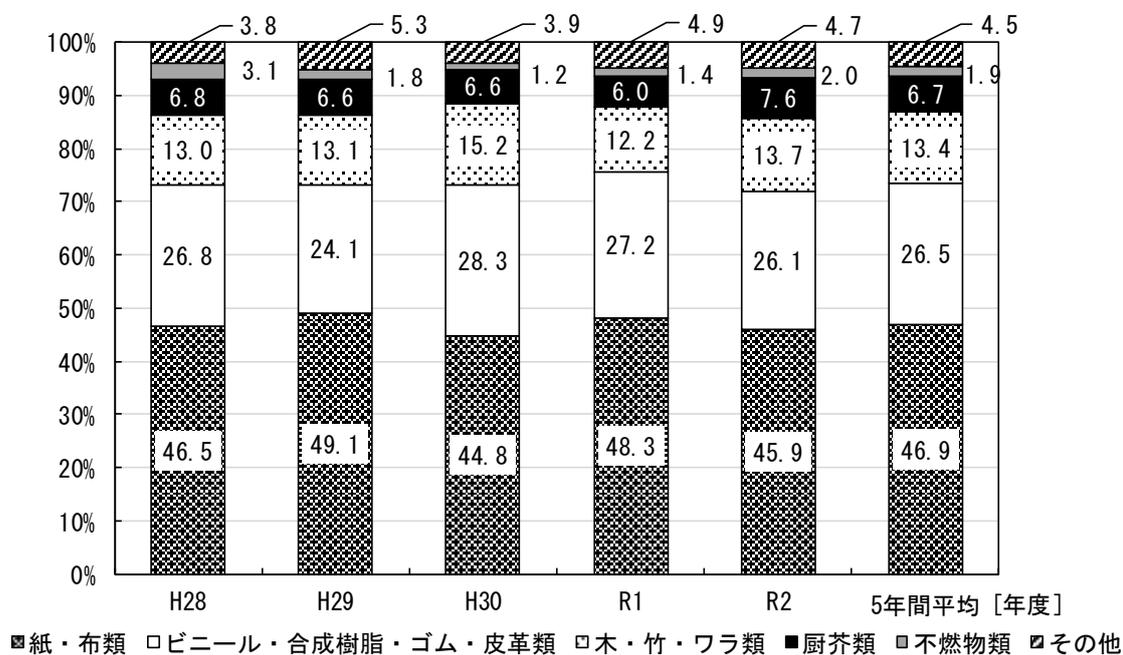


図 3-9 種類組成値の推移

注) 小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

5 収集・運搬の概要

(1) 収集・運搬区域

東海村全域を収集・運搬区域としています。

(2) 収集・運搬の状況

家庭系ごみの収集・運搬の状況は、次に示すとおりです。

事業系ごみ（一般廃棄物）については排出事業者処理責任に基づき、ひたちなか・東海クリーンセンターまたは東海村清掃センターへ自己搬入するか、一般廃棄物収集・運搬許可業者へ依頼することとなっています。

表 3-8 収集・運搬状況

分別品目		収集回数	排出場所	
燃えるごみ		2回/週	ごみ集積所	
燃えないごみ・粗大ごみ		2回/月	ごみ集積所	
資源物	プラスチック製容器包装	2-4回/月	資源物ステーション	
	ペットボトル			
	乾電池・蛍光灯・電球・水銀体温計 等			
	びん・空き缶・スプレー缶			
	古紙・布類			新聞・新聞折込チラシ
				雑誌・書籍類
				紙製容器包装
				段ボール
				紙パック
				衣類 等

(3) 収集・運搬体制

東海村のごみ集積所数及び収集体制は、次に示すとおりです。

表 3-9 ごみ集積所数及び収集体制

種類	ごみ集積所数（ヶ所）	収集体制
燃えるごみ	816	委託6台
燃えないごみ・粗大ごみ	816	委託1台
資源物	108	委託3台

※公共施設を含む。

(令和2年10月末現在)

(4) 直接搬入

引越しなどで家庭から大量にごみを排出する場合や、事業所から排出されるごみに関しては、排出者が自ら処理施設にごみを持ち込むか、許可業者に収集・運搬を依頼して処理施設にごみを搬入します。

東海村のごみの直接搬入量及び搬入台数の推移を以下に示します。

表 3-10 ごみの直接搬入量及び直接搬入台数の推移

【直接搬入量】

■生活系ごみ

[t/年]

種類	H28	H29	H30	R1	R2
燃えるごみ	176.88	172.82	194.32	229.90	254.27
燃えないごみ・粗大ごみ	579.72	600.62	704.87	733.73	847.90
資源物	155.81	145.78	148.89	143.02	174.22

■事業系ごみ

[t/年]

種類	H28	H29	H30	R1	R2
燃えるごみ	47.38	78.88	47.28	206.33	67.83
燃えないごみ・粗大ごみ	41.27	34.23	31.12	27.65	25.11
資源物					

【直接搬入台数】

■生活系

[台/年]

種類	H28	H29	H30	R1	R2
燃えるごみ	5,892	6,397	6,658	7,318	8,058
燃えないごみ・粗大ごみ	21,036	22,585	24,744	26,880	29,373
資源物	8,621	8,719	9,271	9,254	11,945

■事業系

[台/年]

種類	H28	H29	H30	R1	R2
燃えるごみ	1,028	878	843	1,704	937
燃えないごみ・粗大ごみ	969	959	789	775	715
資源物					

6 中間処理の概要

(1) 中間処理の状況

東海村の中間処理の状況は、次に示すとおりです。

表 3-11 中間処理の状況

分別品目		内容	
燃えるごみ		ひたちなか・東海クリーンセンターで焼却処理をしています。焼却に伴い発生した余熱は発電等に利用し、焼却灰の溶融により得られるスラグは道路の路盤材等のリサイクル材として利用されています。また、焼却灰の溶融により得られるもうひとつの資源であるメタル・鉄は貴重な資源として有効活用されています。	
燃えないごみ		東海村清掃センターにおいて、手選別等により資源化物とその他の処理物（可燃物・不燃物）に分別・保管しています。不燃物は民間業者に委託して圧縮・破碎・選別処理を行い、処理後に発生する不燃性残渣については、資源化及び埋立処分を行っています。また、一部の廃棄物については、修理・整備した上で、リユース品として販売しています。	
粗大ごみ			
資源物	プラスチック製容器包装	民間業者・指定法人への売払又は処理委託により、資源化しています。	
	ペットボトル		
	乾電池・蛍光灯・電球・水銀体温計 等		
	びん・空き缶・スプレー缶		
	古紙・布類		新聞・新聞折込チラシ
			雑誌・書籍類
			紙製容器包装
			段ボール
			紙パック
			衣類 等

(2) 中間処理施設の概要

東海村における中間処理施設の概要は、次に示すとおりです。

平成 24 年 5 月にひたちなか・東海クリーンセンターが稼働したこと、また平成 30 年度から不燃物の破砕・圧縮・選別等の処理を民間業者へ委託したことに伴い、東海村清掃センターの焼却設備及び破砕機等は稼働していません。

現在は、主に燃えないごみ・粗大ごみ、資源物等を受け入れ、選別・保管・中間処理（ペットボトル・プラスチック製容器包装等）を行う施設として稼働しています。

表 3-12 焼却処理施設の概要

名称	東海村清掃センター	ひたちなか・東海クリーンセンター
所在地	東海村村松 2083	ひたちなか市新光町 103 番地 2
施設所管	東海村	ひたちなか・東海広域事務組合
敷地面積	12,855m ²	38,000m ²
竣工	平成 4 年 4 月 平成 24 年 1 月 休炉	平成 24 年 5 月
事業方式	公設公営	公設民営 (DB0 方式)
焼却能力	90t/日 (45t/24h×2 炉)	220t/日 (110t/24h×2 炉)
処理方式	ストーカ式, 准連続式	ストーカ式, 全連続式 プラズマ式灰溶融炉 (処理能力 25t/日)
受入供給設備	ピットアンドクレーン	ピットアンドクレーン
排ガス処理設備	バグフィルタ, 有害ガス除去設備, 窒素酸化物除去設備	バグフィルタ, 有害ガス除去設備, 窒素酸化物除去設備
余熱利用設備	温水発生器, 空気予熱器, 場内の給湯	ボイラ, 蒸気タービン発電 (最大発電能力 4,600kW/h)



東海村清掃センター



ひたちなか・東海クリーンセンター

表 3-13 不燃物・資源物処理施設の概要

名称	東海村清掃センター
所在地	東海村村松 2083
施設所管	東海村
竣工	平成 4 年 3 月
処理能力	20 t /5h
受入供給設備	ホッパ式
破碎設備	横型破碎機
選別設備	磁選機, アルミ選別機, 粒度選別機
再生設備	圧縮機
その他の設備	資源物ストックヤード
備考	破碎, 選別及び再生設備は, 平成 30 年 3 月に休止

(3) 中間処理の実績

1) 焼却処理量

ひたちなか・東海クリーンセンターでの焼却処理は、主に燃えるごみ、可燃性の粗大ごみを対象としています。

過去5年間の焼却処理量、焼却残渣量（埋立量・資源化量）及び焼却残渣率の推移は、次に示すとおりです。

焼却処理量は増加傾向で推移していましたが、令和2年度は10,099tと減少しました。

また、焼却残渣率は8.0～9.2%の範囲で推移しています。

表 3-14 焼却処理量の実績

[t/年]

項目	H28	H29	H30	R1	R2
焼却処理量	9,546	9,751	9,833	10,265	10,099
焼却残渣量	882	899	826	826	895
焼却後埋立量	420	453	447	422	408
焼却後資源化量	463	446	379	403	487
焼却残渣率	9.2%	9.2%	8.4%	8.0%	8.9%

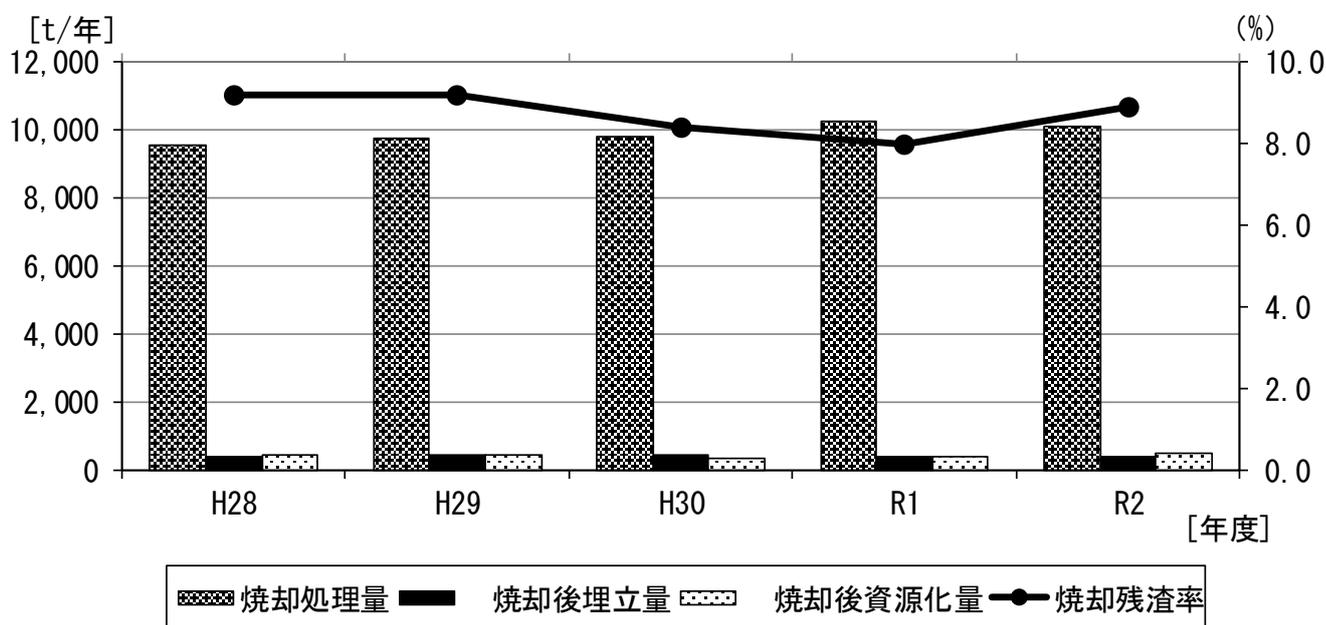


図 3-10 焼却処理量の実績

注) 小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

2) 種類別資源化処理量

東海村では、資源物として回収しているものの他、燃えないごみ・粗大ごみに含まれる金属くず・家電類・木製家具・畳・ガラス陶器類等、また清掃センターに持ち込まれた剪定枝葉の資源化処理を行っています。

過去5年間の資源化物処理量は、次に示すとおりであり、減少傾向にありましたが、令和2年度は2,561tと増加しました。

種類別では、紙類、ビン・ガラス類の処理量が減少しています。紙類は、燃えるごみの組成値においても大きな割合を占めており、分別の徹底により資源化できる可能性があります。

また、リサイクル率の推移は表 3-1 6 及び図 3-1 2 に示すとおり、減少傾向にありますが、平成 29 年度を除き全国平均及び茨城県平均を上回っています。

表 3-1 5 資源化物処理量の実績

項目	[t/年]				
	H28	H29	H30	R1	R2
紙類	1,128	1,018	966	893	872
布類	120	120	120	117	120
プラスチック類(ペットボトルを含む)	240	242	229	230	249
ビン・ガラス類	192	207	183	152	167
缶・金属類	248	224	285	288	408
剪定枝葉・草	257	288	344	343	401
小型家電	107	107	91	91	91
畳・木製家具類, 粗大家電	125	133	158	173	199
乾電池, 蛍光灯, 水銀体温計	14	14	15	15	17
合計	2,481	2,414	2,444	2,333	2,561

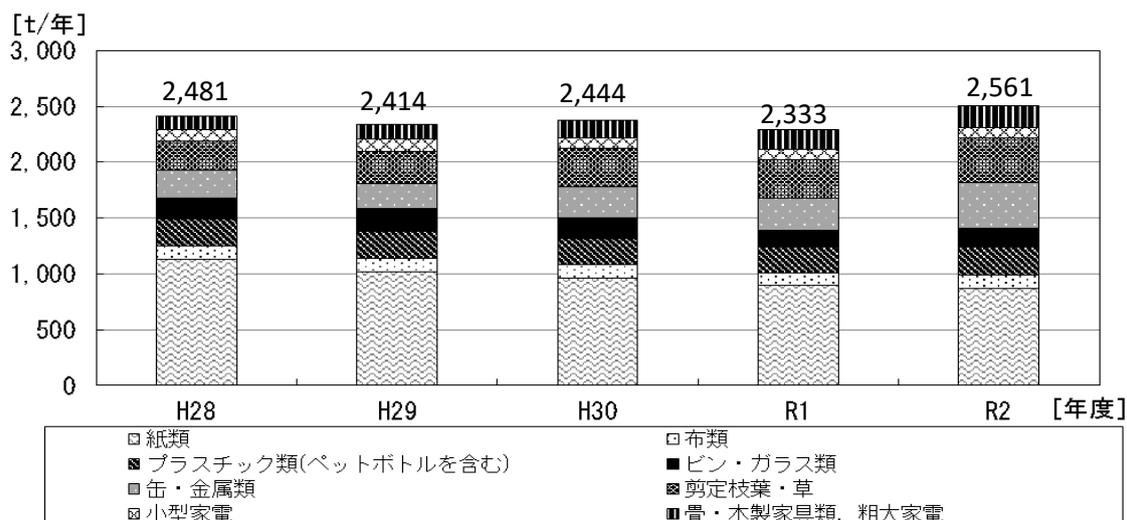


図 3-1 1 燃えないごみ、資源物処理量の実績

注) 小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

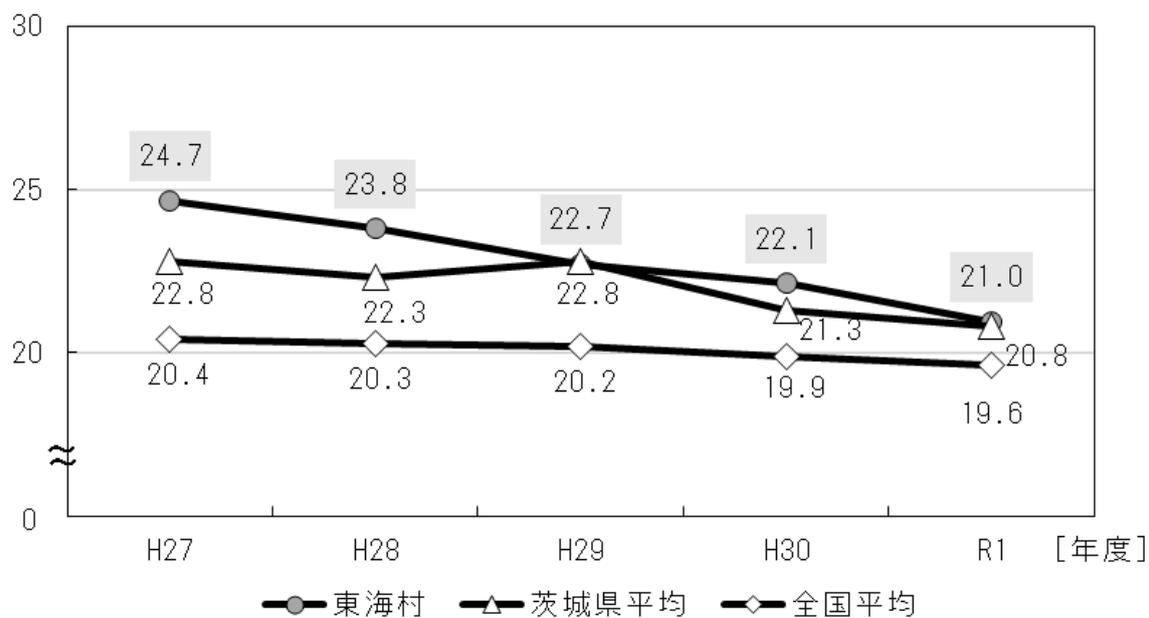
注) ガラスくずはビン・ガラス類に、鉄くずは缶・金属類に分類

表 3-16 リサイクル率の推移（国，茨城県との比較）

[%]

	H27	H28	H29	H30	R1
東海村	24.7	23.8	22.7	22.1	21.0
茨城県平均	22.8	22.3	22.8	21.3	20.8
全国平均	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6

[%]



出典：県及び国平均は「環境省一般廃棄物処理実態調査」より

図 3-12 リサイクル率の推移（国，茨城県との比較）

7 最終処分の概要

(1) 最終処分の状況

令和2年度現在、ひたちなか・東海クリーンセンターから発生する飛灰、及び民間業者の不燃物処理により発生する不燃性残渣の埋立は、全て県内外の民間業者等に委託しており、東海村最終処分場では埋立を行っていません。

(2) 最終処分場

東海村最終処分場の概要は、次に示すとおりです。

表 3-17 東海村最終処分場の概要

名称	東海村最終処分場
所在地	東海村村松 2626-3 (浸出水処理施設)
施設所管	東海村
全体面積	25,500m ²
供用開始	平成8年3月
埋立面積	18,500m ²
埋立容量	65,000m ³
残存容量	46,918m ³ (埋立完了), 1,082m ³ (残余容量) ※令和3年3月3日現在, 最終覆土 17,000m ³
埋立工法	セルアンドサンドイッチ
排水処理設備	85m ³ /日

(3) 最終処分量の実績

過去5年間の最終処分量及び最終処分率の推移は、次に示すとおりです。

平成29年度までは増加傾向にありましたが、平成30年度以降は減少傾向にあります。

令和2年度から不燃性残渣の一部を資源化处理しているため、不燃性残渣の最終処分量が減少しました。

表 3-18 最終処分量の実績

項目	H28	H29	H30	R1	R2
焼却灰	420	453	447	422	408
不燃性残渣	149	149	128	137	66
最終処分量	569	602	575	559	474
最終処分率	4.6%	4.8%	4.5%	4.3%	3.6%

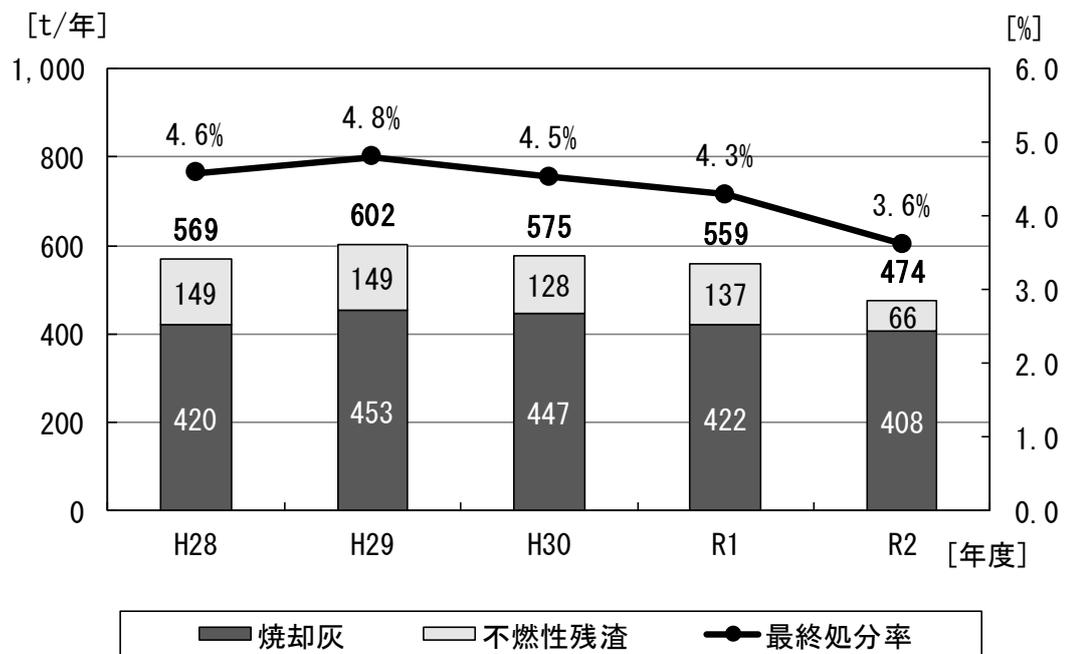


図 3-13 最終処分量の実績

8 ごみ減量化・再資源化施策の状況

(1) 生ごみ堆肥化

村内の各家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥として資源化を図る目的で、生ごみ処理機器の購入費用の補助を行っています。

補助の概要は、次に示すとおりです。

表 3-19 補助の概要

		電気式生ごみ処理機器	電気式以外の生ごみ処理機器
補助率		1/2	1/2
上限額		30,000 円	4,000 円
制限		1 世帯に 1 基まで	1 世帯に 2 基まで
補助開始時期		平成 5 年度	平成 11 年度
補助基数	H28 年度	8	12
	H29 年度	9	26
	H30 年度	16	25
	R1 年度	16	24
	R2 年度	10	16

(2) 剪定枝葉・草及び木質廃棄物の資源化

清掃センターに持込まれる剪定枝葉・草類は、堆肥化事業を行うリサイクル業者に委託し、資源化を行っています。

また、畳や木製家具類に関しても事業者へ資源化処理を委託しています。

過去 5 年間の資源化量は次に示すとおり増加傾向にあります。

表 3-20 剪定枝葉・草及び木質廃棄物の資源化の推移

[t/年]

項目	H28	H29	H30	R1	R2
剪定枝葉・草	257	288	344	343	401
畳・木製家具類	125	133	158	172	198

(3) 集団回収による資源化の推進

子供会等が主体となって、紙類、布類、びん類、金属類などを集団回収によって資源化する活動に対して報奨金を支給し、支援しています。再生資源分別回収報奨金制度の概要を表 3-2 1 に、子供会等による集団回収の実績を表 3-2 2 及び図 3-1 4 に示します。

表 3-2 1 報奨金支給制度の概要

支給対象団体		子供会等，老人会， その他地域住民で組織された団体
報奨金の額	紙類，布類，びん類，空き缶類	7 円/kg
	紙パック類，ペットボトル， プラスチック製容器包装	15 円/kg

表 3-2 2 集団回収の実績

	[t/年]				
	H28	H29	H30	R1	R2
集団回収量	48	39	43	31	15

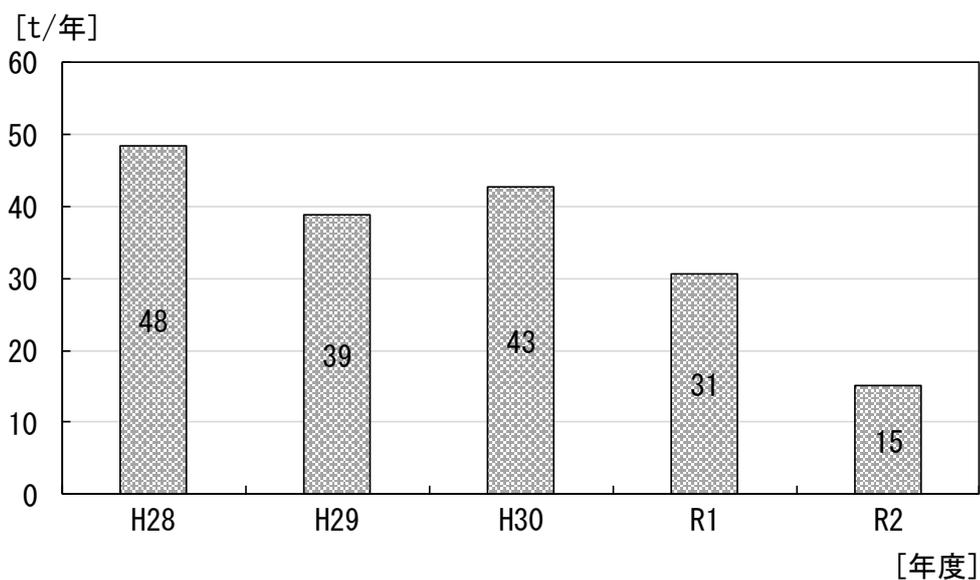


図 3-1 4 集団回収の実績

(4) リユース品の展示・販売

3Rの取り組みの一環として、リサイクルプラザとうかいにおいて廃棄物として収集された自転車、家具類、スポーツ用品、おもちゃ、未使用の贈答品などの中から使用可能なものに簡単な修理等を施し、展示・販売を行いました。これらの実績を次に示します。

なお、施設の老朽化に伴い、令和元年度末でリサイクルプラザとうかいを閉館したため、令和2年4月より東海村清掃センターに機能移転し、リユース事業を継続しています。

表 3-23 リユース品の展示・販売の実績

項目	H28	H29	H30	R1	R2
家具の販売 点数(点)	170	159	148	121	—
自転車の販売 点数(点)	120	90	107	117	—
即売品の販売 点数(点)	1,090	1,286	1,591	1,370	486
イベント出店 (回)	0	0	2	2	0

※即売品…未使用の食器や雑貨等

※イベント出店…とうかい環境フェスタ、地域の祭り 等

※清掃センターへの機能移転後は、大型家具・自転車の抽選販売は実施していないため、展示品は全て即売品として販売

(5) 小型家電の回収

希少金属（レアメタル）のリサイクルを推進するため、小型家電リサイクル法に基づき、小型家電の回収を実施しています。回収量の実績を次に示します。

回収量は100t前後で推移しています。

表 3-24 小型家電の回収実績

[t/年]

項目	H28	H29	H30	R1	R2
小型家電回収量	107	107	91	91	91

(6) 広報・啓発事業

村民の意識啓発を図るため、以下に示す広報啓発事業を推進しています。

1) 環境美化の推進活動

- ・クリーンアップとうかいキャンペーン

住民参加のクリーン作戦を実施し、環境美化を図るとともに、住民の環境保全に対する意識の高揚を図るものです。

2) 環境教育・環境学習の推進

- ・持続可能な開発のための教育（ESD）の視点を踏まえた環境教育の推進

「総合的な学習の時間」を中心に、身近な環境問題から持続可能性の考え方を学ぶことで、環境に関心を持ち、自分たちにできることを考え、実践しようとする意識の向上を図ります。

- ・環境美化，リサイクルの推進

各校でごみの分別や資源回収運動に取り組み、環境保全の意識の向上を図ります。

- ・環境フェスタの開催

「伝えよう子供たちに 水と緑ゆたかな ふるさとを」をメインテーマとし、環境について「見て」「聞いて」「体験」することを通じ、幅広い世代を対象に環境保全に対する意識高揚を図っています。

- ・その他

出前講座やエコ・クッキング教室の開催のほか、地域の祭りにごみに関する啓発ブースを出展しています。

3) 環境に関する情報の提供

- ・「東海村 環境政策の概要」を村のホームページで公開
- ・「広報とうかい」での情報提供
- ・「ごみ処理ハンドブック」の配布
- ・SNS の活用による情報提供

(7) 事業者との連携事業

事業者と連携し、ごみの発生抑制・資源化を図るため、以下に示す事業を推進しています。

1) エコ・ショップ認定店の拡張

東海村エコ・ショップ制度を定め、環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店・スーパー・コンビニエンスストア等をエコ・ショップとして認定しています。

過去5年間のエコ・ショップ認定店の推移は次に示すとおりであり、令和3年3月末時点で46店舗となっています。

表 3-25 エコ・ショップ認定店の推移

H28	H29	H30	R1	R2
49 店	47 店	48 店	46 店	46 店

(各年度3月末現在)

(8) 手数料の徴収

村が行う一般廃棄物の収集・運搬、処分に関し、次に掲げるとおり処理手数料を徴収しています。

表 3-26 処理手数料一覧表（令和2年度）

ごみの種類	区分・条件	重量区分	金額	備考
収集ごみ (資源物を除く)	容量 45 リットル指定 ごみ処理袋 1 袋につき	—	20 円	—
	容量 30 リットル指定 ごみ処理袋 1 袋につき	—	15 円	—
	容量 20 リットル指定 ごみ処理袋 1 袋につき	—	10 円	—
	指定ごみ処理袋に入ら ないごみで、3 辺の長さ の合計が 3 メートル未 満で、かつ、重量が 50 キログラム以下のもの で指定ごみ処理券 1 枚 につき	—	20 円	—
直接搬入ごみ	家庭系一般廃棄物 (資源物を除く)	50 キログラム以下	無料	—
		50kg を超え 60kg 以下	300 円	—
		60kg を超える 10kg につき	50 円	10kg 未満の端数 は、10kg に切り上 げて計算
	事業系一般廃棄物 (資源物を含む)	50kg を超え 60kg 以下	780 円	—
60kg を超える 10kg につき		130 円	10kg 未満の端数 は、10kg に切り上 げて計算	

9 周辺自治体等の状況

(1) ごみ総排出量原単位

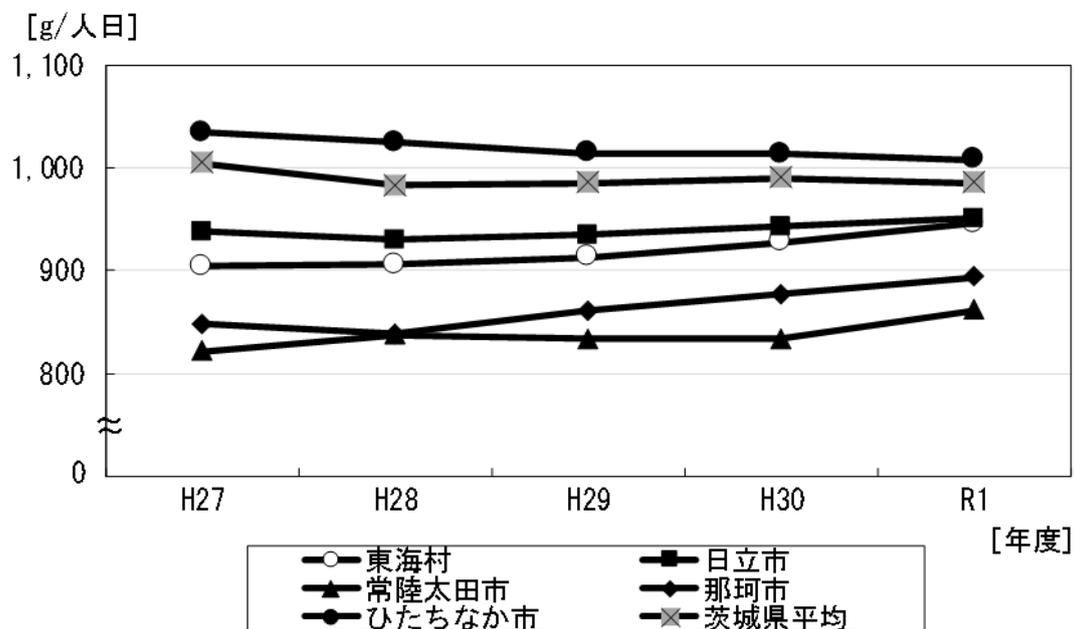
東海村及び周辺に位置する自治体のごみ排出量原単位の推移は、次に示すとおりです。

東海村のごみ排出量原単位は増加傾向にあり、平成 27 年度と比較して令和元年度は 42g 増加しています。

また、茨城県平均と比較すると、いずれの年も茨城県平均を下回っていますが、周辺自治体の中では、中間的な数値となっています。

表 3-27 東海村及び周辺自治体のごみ排出量原単位の推移

	[g/人日]				
	H27	H28	H29	H30	R1
東海村	904	906	913	927	946
日立市	938	930	935	943	951
常陸太田市	822	838	833	834	862
那珂市	848	838	861	877	894
ひたちなか市	1,034	1,025	1,014	1,013	1,008
茨城県平均	1,005	983	985	990	985



出典：県平均及び周辺自治体実績値は「環境省一般廃棄物処理実態調査」より

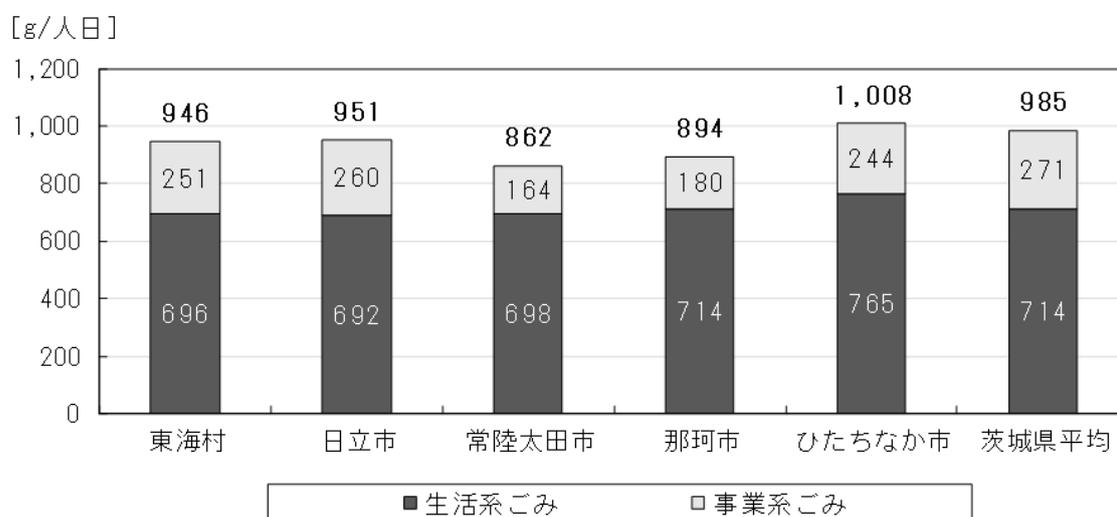
図 3-15 東海村及び周辺自治体のごみ排出量原単位の推移

(2) 排出形態別ごみ量

令和元年度における東海村及び周辺に位置する自治体の排出形態別ごみ排出量原単位は、次に示すとおりです。

表 3-28 東海村及び周辺自治体の排出形態別ごみ排出量原単位（令和元年度）

	東海村	日立市	常陸太田市	那珂市	ひたちなか市	茨城県平均
生活系ごみ	696	692	698	714	765	714
事業系ごみ	251	260	164	180	244	271
総排出量	946	951	862	894	1,008	985



出典：県平均及び周辺自治体実績値は「環境省一般廃棄物処理実態調査」より

図 3-16 東海村及び周辺自治体の排出形態別ごみ排出量原単位（令和元年度）

注) 小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

(3) リサイクル率

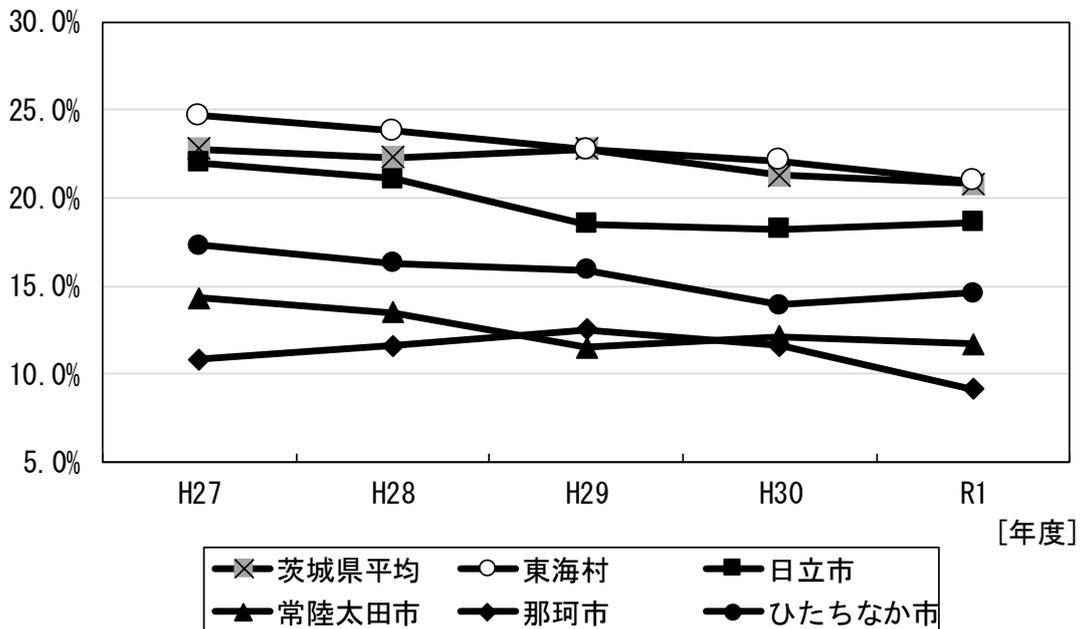
東海村及び周辺に位置する自治体のリサイクル率の推移は、次に示すとおりです。

東海村のリサイクル率は低下傾向にあり、平成 27 年度と比較して令和元年度は 3.7 ポイント減少しています。

茨城県平均と比較すると、概ね茨城県平均を上回っています。また、周辺自治体の中では最も高い数値となっています。

表 3-29 東海村及び周辺自治体のリサイクル率の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
東海村	24.7%	23.8%	22.7%	22.1%	21.0%
日立市	22.0%	21.1%	18.5%	18.2%	18.6%
常陸太田市	14.3%	13.5%	11.5%	12.1%	11.7%
那珂市	10.8%	11.6%	12.5%	11.6%	9.1%
ひたちなか市	17.3%	16.3%	15.9%	13.9%	14.6%
茨城県平均	22.8%	22.3%	22.8%	21.3%	20.8%



出典：県平均及び周辺自治体実績値は「環境省一般廃棄物処理実態調査」より

図 3-17 東海村及び周辺自治体のリサイクル率の推移

10 類似団体との比較検討

類似団体との比較は、主要な指標に関して比較することにより、東海村の廃棄物処理の状況を客観的に評価するための手法です。

類似団体とは年齢別人口構成、産業別就業人口の構成などに基づき、総務省が地方財政状況調査において自治体を類型別に分類したものです。関東圏内において類似団体は 20 団体あります。

ごみ処理状況についての類似団体との比較は、次に示すとおりです。

■ごみ排出量原単位

東海村の実績値は 931g/人日、類似団体の平均値が 923g/人日となっており、類似団体の中では 1 人 1 日当たりの平均排出量が多いことを示しています。

■事業系ごみの構成比

東海村の実績値は 26.2%、類似団体の平均値が 20.7%となっており、類似団体の中では事業系ごみの割合が多いことを示しています。

■リサイクル率

東海村の実績値は 20.7%、類似団体の平均値が 23.6%となっており、類似団体の中ではリサイクル率が低いことを示しています。

■最終処分率

東海村の実績値は 4.3%、類似団体の平均値が 5.6%となっており、類似団体の中では最終処分率が低く、類似団体の中では良好な状況であることを示しています。

■1 人当たりの処理経費

東海村の実績値は 10.7 千円/人、類似団体の平均値が 12.2 千円/人となっており、類似団体の中では 1 人当たりの処理経費が少ないことを示しています。

■分別区分数

東海村の実績値は 19 区分、類似団体の平均値が 15 区分となっており、類似団体の中では分別区分数が多いことを示しています。

注)

- ・ごみ排出量原単位等のデータは環境省一般廃棄物処理実態調査（令和元年度）に基づきます（ここでは、東海村における実績データも実態調査から引用しています。最終処分率については最終処分量÷ごみ排出量により算出したデータです。）。
- ・環境省一般廃棄物処理実態調査の人口は、令和元年 10 月 1 日現在です。
- ・1 人 1 日平均ごみ排出量の家庭ごみには集団資源回収量を含んでいます。
- ・ごみ処理経費に関しては、収集・運搬費，処理・処分費，運転管理費の合計で、施設の建設・改良費は年度ごとに変動が大きいため、含んでいません。

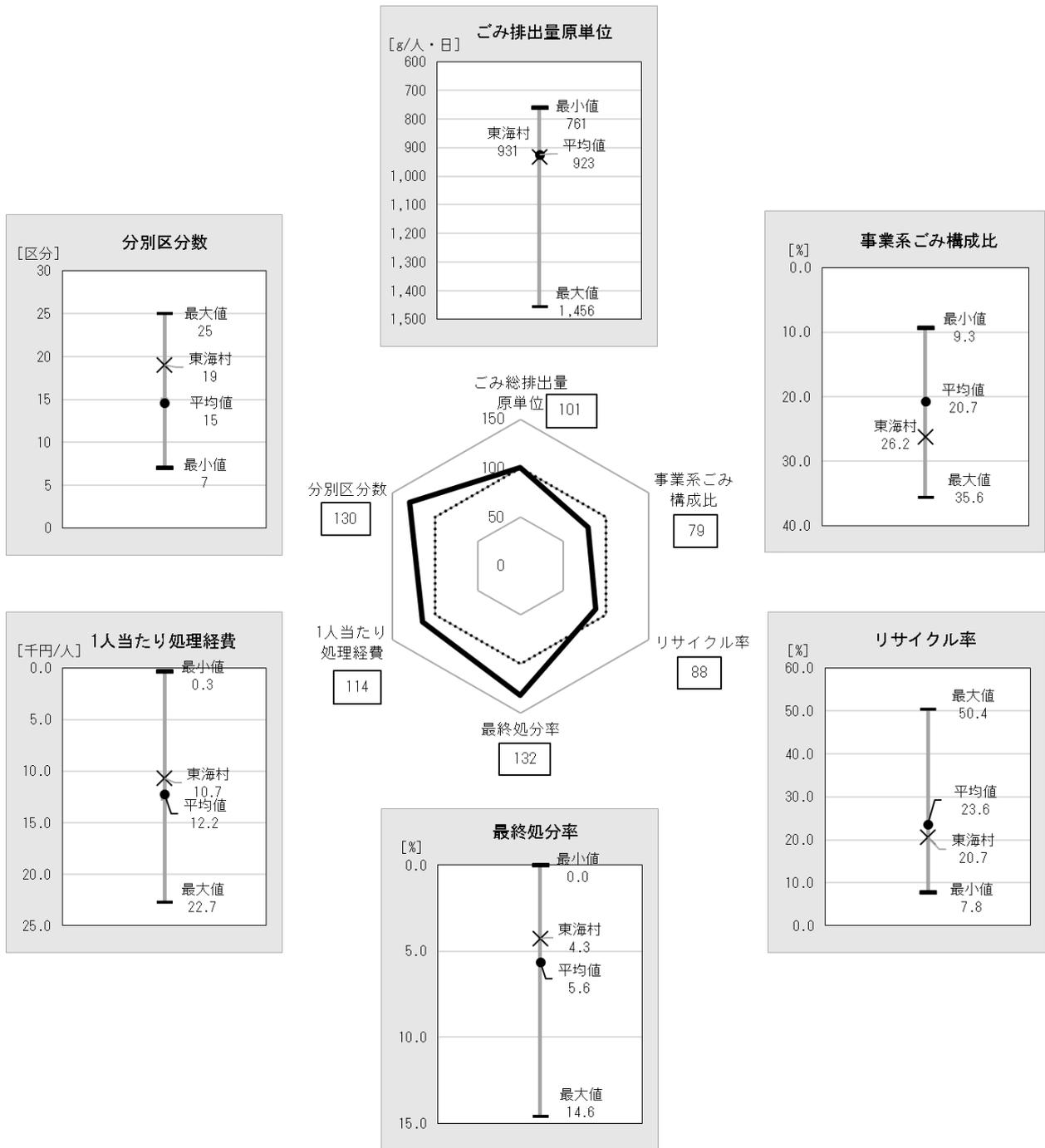


図 3-18 類似団体との比較

注) レーダーチャートにおいて 100 より上段にある場合、類似団体よりも優れていることを示します。

- ごみ排出量原単位：101（類似団体とほぼ同等）
- 事業系ごみ構成比：79（類似団体よりも事業系ごみに対する抑制効果が低い）
- リサイクル率：88（類似団体よりも資源回収の取り組み効果が低い）
- 最終処分率：132（類似団体よりも最終処分量の減量効果が高い）
- 1人当たりの処理経費：114（類似団体よりも費用対効果が高い）
- 分別区分数：130（類似団体よりも資源物の分別収集に積極的）

表 3-30 類似団体との比較

県名	町村名	人口 (人)	ごみ総排出量原単位 (g/人・日)			生活系ごみ・事業系ごみ 構成比 (%)		リサイクル率 (%)		処理及び維持 管理費 (千円)	処理及び 維持管理費 (1人当たり)	分別区分数 (区分)
			計	生活系 ごみ	事業系 ごみ	生活系 ごみ	事業系 ごみ	リサイクル率	処分率			
茨城県	東海村	38,393	931	687	244	73.8	26.2	20.7	4.3	409,257	10.7	19
茨城県	阿見町	47,766	1,053	797	256	75.7	24.3	23.5	14.6	450,790	9.4	10
栃木県	壬生町	39,356	924	756	168	81.8	18.2	16.3	8.7	419,552	10.7	10
栃木県	野木町	25,564	835	695	140	83.2	16.8	24.6	3.6	201,649	7.9	10
群馬県	吉岡町	21,600	941	728	213	77.4	22.6	7.8	11.2	136,134	6.3	7
群馬県	玉村町	36,340	1,019	758	261	74.4	25.6	17.8	9.9	596,683	16.4	16
埼玉県	伊奈町	44,844	847	663	184	78.3	21.7	17.4	9.6	640,485	14.3	16
埼玉県	三芳町	38,134	882	620	262	70.3	29.7	24.0	0.5	509,460	13.4	10
埼玉県	毛呂山町	33,640	902	700	203	77.6	22.5	15.1	9.2	9,330	0.3	12
埼玉県	小川町	29,726	825	705	121	85.5	14.7	27.6	5.0	370,094	12.5	17
埼玉県	宮代町	33,955	810	667	143	82.3	17.7	38.0	1.1	399,440	11.8	15
埼玉県	杉戸町	44,853	851	724	127	85.1	14.9	21.6	1.9	609,700	13.6	18
埼玉県	松伏町	29,245	851	687	165	80.7	19.4	14.4	7.6	219,546	7.5	13
千葉県	酒々井町	20,741	1,034	779	255	75.3	24.7	14.5	2.3	172,736	8.3	9
千葉県	栄町	20,546	761	640	121	84.1	15.9	19.8	10.3	180,327	8.8	15
東京都	瑞穂町	32,908	961	750	211	78.0	22.0	31.0	0.0	748,233	22.7	25
神奈川県	葉山町	31,683	988	809	179	81.9	18.1	50.4	1.9	635,205	20.0	25
神奈川県	寒川町	48,685	779	608	172	78.0	22.1	27.6	2.8	497,521	10.2	14
神奈川県	大磯町	32,080	928	764	164	82.3	17.7	28.8	0.9	479,721	15.0	19
神奈川県	二宮町	28,639	808	733	75	90.7	9.3	34.0	1.0	456,083	15.9	15
神奈川県	湯河原町	24,884	1,456	938	518	64.4	35.6	17.7	10.7	475,199	19.1	17
平均値*		33,504	923	724	199	79.1	20.9	23.5	5.6	410,340	12.2	15

※東海村を含めた21市町村の平均値

(資料：令和元年度 類似団体別市町村財政指数表 (総務省ホームページ))

1.1 これまでの取り組みの検証

次に、東海村における旧計画期間中の計画目標達成状況及び施策の実施状況について検証し、その結果を示します。

(1) 数値目標の達成状況

目標	指標	目標値 (H30 年度)	実績 (H30 年度)	達成状況
1. 前計画における計画指標				
減量化目標	ごみ排出量 原単位	900g/人日	927g/人日	未達成
資源化目標	リサイクル率	25.1%	22.1%	未達成
最終処分目標	最終処分率	626t	575t	達成

(2) 3Rの一層の推進

取り組み	取り組みの実績	評価
(1) リデュース（発生抑制）の推進		
[1] ごみ減量化手法の検討	【評価基準】 一般廃棄物処理施設運営協議会の開催回数 【実績】 平成 28 年度以降、協議会の開催実績がない。	△
[2] レジ袋の大幅な削減に向けた取り組みの推進	【評価基準】 レジ袋削減取り組みの実施状況 【実績】 「レジ袋の削減のための買い物かご等持参の促進」（認定項目 12 項目の中の 1 つ）を行っている店舗を「エコ・ショップ」として認定している。その他具体的な取り組みについて、実施に至っていない。	△
[3] グリーンコンシューマーの育成	【評価基準】 ・グリーンコンシューマーの育成状況 ・簡易包装と買い物袋（マイバッグ）持参運動の実施状況 【内容】 グリーンコンシューマーの育成のための啓発活動及び簡易包装と買い物袋（マイバッグ）持参運動について、実施に至っていない。	×
[4] 生ごみ発生抑制と排出抑制	【評価基準】 生ごみ処理容器の補助内容 【内容】 直近 3 か年の補助実績基数の平均は約 36 基（電動、コンポスト）である。年度間で実績の増減はあるものの、継続的な補助を実施している。	○
[5] エコ・ショップ制度の推進	【評価基準】 エコ・ショップ認定店の内容 【内容】 直近 3 か年の認定店舗の平均は約 47 店舗と横ばいの状況である。	○

取り組み	取り組みの実績	評価
[6] 事業者に対する排出指導の強化	【評価基準】 展開検査の内容	○
	【内容】 直近3か年で、検査数(及び指導回数)が増加している。(令和2年度を除く。) ※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度は未実施。	
[7] 事業系一般廃棄物処理手数料改定の検討	【評価基準】 ・事業系ごみ搬入量 ・手数料改定の検討内容	△
	【内容】 ・事業系ごみは増加傾向にある。 ・消費税率の改定に伴い、事業系一般廃棄物処理手数料の改定について検討を行ったが、改定には至っていない。	
(2) リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)の推進		
[8] リユースの推進	【評価基準】 ・リユース品の展示、販売内容 ・イベント参加回数(リユース品販売)	○
	【内容】 ・リサイクルプラザとうかいの閉館後は清掃センターへ機能を移転し、引き続きリユース品の展示・販売を行っている。 ・リユース品の活用促進のため、地域のイベントを活用するなど、リユース活動を推進している。	
[9] 集団資源回収の促進	【評価基準】 ・集団資源回収量 ・集団資源回収の活性化PRの実施状況	△
	【内容】 ・集団資源回収量は減少傾向にある。 ・広報誌にPR記事を掲載し、啓発活動を行なっている。	
[10] 分別の徹底によるリサイクル率向上	【評価基準】 ・リサイクル率 ・事業者間の資源化システム構築の調査、研究状況	×
	【内容】 ・リサイクル率は年々低下している。資源の収集量が減少傾向にあることや、店頭回収の浸透などが要因として考えられる。 ・事業者間の資源化システム構築の調査、研究について、実施に至っていない。	
[11] グリーン購入の推進	【評価基準】 グリーン購入の内容	○
	【内容】 庁内共通物品において、規格に指定のない物品の環境対応商品を購入している。	
[12] スラグ、メタル及び飛灰の有効利用の推進	【評価基準】 スラグ・メタルの利用状況、飛灰の調査・検討状況	○
	【内容】 溶融処理後に発生するスラグ・メタルについては、有効利用を行なっている。	

取り組み	取り組みの実績	評価
[13]施設内での資源回収の実施	【評価基準】 処理過程での回収資源物量	○
	【内容】 東海村清掃センター内に搬入された不燃物や不燃性の粗大ごみから、鉄やアルミ等のピックアップを随時行っている。	
[14]レアメタルリサイクル等への対応	【評価基準】 小型家電品回収量	○
	【内容】 直近3か年の実績は91tで推移しており、横ばいの状況である。	
[15]木質系廃棄物のリサイクルの推進	【評価基準】 木質系廃棄物再資源化量	○
	【内容】 剪定枝葉・草、畳・木製家具類の再資源化量は増加傾向にある。	
[16]紙類の再資源化の推進	【評価基準】 庁内紙類の再資源化量の推移	○
	【内容】 庁内で発生するシュレッダーくずについて、毎年約10tの再資源化を行なっている。	

(3) 適正処理の一層の推進

取り組み	取り組みの内容	評価
(1) 収集・運搬体制の整備・充実		
[17]収集車両による環境負荷の低減	【評価基準】 ハイブリッド収集車等の導入内容	×
	【内容】 ハイブリッド収集車等の導入への検討に至っていない。	
[18]効率的な収集・運搬	【評価基準】 収集・運搬効率化の検討状況	△
	【内容】 効率的な収集・運搬体制の確立のために収集業者の指導および情報の共有を行っている。	
[19]家庭ごみ収集・運搬システムの検討	【評価基準】 収集・運搬システムの検討状況	△
	【内容】 高齢者へのごみ出し支援策として、戸別収集を実施している。また、常設型の資源ステーションについて検討を行っているが、具体的な取り組みに至っていない。	

取り組み	取り組みの内容	評価
(2) 中間処理施設の整備・充実		
[20] 中間処理施設の適正な維持管理	<p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の適正な維持管理状況 ・技術情報の共有化の状況 <p>-----</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間処理施設について、機器の整備及び法令等で定められた測定・検査について確実に実施している。 ・廃棄物関連の講習会への参加など施設で働く職員に対する廃棄物処理関連の知識、情報、技術を習得しやすい環境整備を行っている。 	○
[21] 中間処理における資源回収	<p>【評価基準】</p> <p>不燃物、粗大ごみからの資源回収</p> <p>-----</p> <p>【内容】</p> <p>東海村清掃センター内に搬入された不燃物や不燃性の粗大ごみから出る鉄やアルミ等のピックアップを随時行っている。</p>	○
[22] 適正処理困難物対策	<p>【評価基準】</p> <p>処理困難物の適正処理指導</p> <p>-----</p> <p>【内容】</p> <p>処理が困難な廃棄物について、処理が可能な業者を調査・紹介するなど、適正な処理ルートの確保を行なっている。</p>	○
(3) 一般廃棄物処理施設の整備・充実		
[23] 安全で安定した適正処理を行う	<p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の適正な運転管理 ・設備の修繕 <p>-----</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の適正な運転管理業務が遂行できる業者に委託し、適切な管理・処理を行なっている。 ・廃棄物処理に欠かせない設備について、必要な点検・修繕を実施し、安定的な処理を行っている。 	○
[24] リサイクルセンターの整備	<p>【評価基準】</p> <p>施設整備の推進状況</p> <p>-----</p> <p>【内容】</p> <p>東海村清掃センターの不燃物処理施設及び資源化施設は稼働から年数が経過していることから、施設の長寿命化に向けた対策を実施している。また、新たな施設の整備について、本村と同様の状況にあるひたちなか市と、広域処理に向けた検討を行っている。</p>	○
(4) 最終処分場の適正な管理		
[25] 最終処分場の適正な管理	<p>【評価基準】</p> <p>埋立物の最終処分量の減少</p> <p>-----</p> <p>【内容】</p> <p>令和2年度現在、最終処分は全て民間企業等に委託している。また、令和2年度から不燃物残渣について一部資源化処理を行っており、最終処分量は減少している。</p>	○

(4) その他の施策等

取り組み	取り組みの実績	評価
(1) 意識啓発・環境美化の推進		
[26] 積極的な啓発活動と情報提供	<p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発活動の実施状況 ・ 子供への環境学習の実施状況 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村ホームページ、スマートフォンアプリ「こちら東海村」、ごみ処理ハンドブックにおいて、分別方法等の情報を発信している。 ・ 村内小学校の清掃センターへの見学受け入れ、エンジョイ・サマースクールへの参加など、子供たちにごみ問題に関心を持たせるための取り組みを行っている。 	○
[27] 不法投棄・散乱防止対策の実態	<p>【評価基準】</p> <p>不法投棄未然防止の活動実施状況</p> <p>【内容】</p> <p>パトロールの実施、不法投棄看板配布、広報紙掲載による啓発、ボランティア監視員の増員など積極的な取組を実施し、村民と連携した不法投棄の防止を行なっている。</p>	○
(2) 災害発生時の処理・処分		
[28] 災害発生時の処理・処分	<p>【評価基準】</p> <p>相互支援体制構築状況</p> <p>【内容】</p> <p>東海村環境整備事業協会と「災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書」及び「災害時における仮設トイレ等のし尿の収集運搬に関する協定書」を締結するなど、各機関と協定を結んでいる。</p>	○

1 2 課題の整理

東海村のごみ処理に係る課題を抽出し、整理しました。

課題 1. 発生抑制

【現状】

東海村の令和元年度の1人1日当たりの排出量(原単位)は946 g/人日です。この値は、同年度の県平均値985g/人日を39 g/人日下回っているものの、全国平均値918g/人日を上回っている状況にあります。

生活系ごみは、原単位において平成28年度の694g/人日に対して令和2年度は715g/人日と、21g(約3%)増加しています。

		H28	H29	H30	R1	R2	対 H28
生活系ごみ	g/人日	694	687	699	696	715	3.0%

事業系ごみは、排出量において平成28年度の2,920t/年に対して令和2年度は3,224t/年と、304t(約10%)増加しています。

また、総排出量に占める生活系ごみの割合は、約75%となっています。

		H28	H29	H30	R1	R2	対 H28
生活系ごみ	t/年	9,542 (77%)	9,458 (75%)	9,597 (75%)	9,598 (74%)	9,883 (75%)	3.6%
事業系ごみ	t/年	2,920 (23%)	3,105 (25%)	3,133 (25%)	3,458 (26%)	3,224 (25%)	10.4%
総排出量	t/年	12,462	12,564	12,730	13,057	13,107	5.2%

【課題】

ごみ排出量の推移によると、生活系ごみ、事業系ごみともに増加していることから、排出段階における排出抑制を推進する必要があります。事業系ごみについては、平成28年度から令和元年度にかけてのごみの排出量の増加が著しく、事業所への指導を行うなど、事業系ごみの発生抑制を図る必要があります。

課題2. 再資源化の推進

【現状】

リサイクル率は年々低下しており、令和元年度は21.0%と、平成27年度の24.7%に比べて3.7ポイント低下しています。県、国との比較においては、平成29年度を除き、県平均及び全国平均よりも高い状況にあります。

	H27	H28	H29	H30	R1
東海村	24.7	23.8	22.7	22.1	21.0
茨城県平均	22.8	22.3	22.8	21.3	20.8
全国平均	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6

(単位:%)

【課題】

生活系ごみを分析すると、資源として回収できない「燃えるごみ・燃えないごみ」の排出量が増加しており、より一層の再資源化を推進する必要があります。

また、資源ごみを分析すると、全国平均との比較で、紙類、ペットボトル類、プラスチック類、金属類の資源化量が少ないため、更なる再資源化を推進する必要があります。

課題3. 収集・運搬体制の整備と充実

現在、収集車両の電気自動車等への切り替えは進んでいません。収集・運搬時における環境負荷の低減は配慮すべき事項で、ハイブリッド収集車、電気自動車など次世代収集車に関する情報の収集及び導入の検討や、より効率的な収集・運搬体制の構築を検討する必要があります。

また、令和2年以降は新型コロナウイルス(COVID-19)禍にあり、廃棄物分野においても感染症対策は課題となっています。特に収集・運搬のように直接ごみに接する場面では感染リスクが高くなるため、感染リスク低減・作業者の安全の確保は必須であり、排出段階を含めたきめ細やかな対策が必要です。

さらに、今後の高齢化社会へ対応するため、効率的な収集・運搬体制の確立が必要です。

課題4. 安全で安定したごみ処理体制の構築

燃えるごみは平成24年5月からひたちなか・東海クリーンセンターにおいてひたちなか市との広域処理が開始されました。

燃えないごみ・粗大ごみは、事業者への委託により破碎・選別処理が行われ、不燃性残渣については、埋立処分及び資源化処理されています。ペットボトル、プラスチック類等の資源物は、東海村清掃センターの資源リサイクル施設において選別・圧縮・梱包等の中間処理が行われたのち、ストックヤードに保管され民間事業者へ処理を委託するなどして資源化されています。

東海村清掃センターは稼働から30年が経過しているため、長寿命化のための計画的な改修や、広域化に向けた建設・運営に関する検討を進めていく必要があります。

課題5. 最終処分の適正な管理

東海村最終処分場について、一般廃棄物最終処分場は残余容量が逼迫している一方、産業廃棄物最終処分場は、現状として、当初予定していた埋立物の受入を行っていないことから、今後の在り方について検討する必要があります。

安定的な最終処理・処分先の確保を目的として、引き続き廃棄物の最終処理・処分の外部委託の継続や、新たな最終処分場の確保について検討していく必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

1 基本理念

東海村は、令和3年6月に策定された「第3次東海村環境基本計画」において「自然豊かな環境を一人ひとりが力を合わせて守り育て ライフスタイルを見直し 持続可能な社会を足元から実現する」という基本理念を掲げました。「持続可能な社会」の実現に向けて、具体的なテーマのひとつとなるのが「循環型社会」です。

東海村の目指す循環型社会とは、環境問題に多くの住民が関心を持って関わり、事業者と連携した食品ロス対策や資源回収の仕組みが構築され、社会の課題や環境に配慮した消費行動が選択される社会です。

東海村一般廃棄物(ごみ)処理基本計画は、これらの基本的考え方に基づいた事業展開を、村民・事業者・行政の三者が協力して実行することにより、「持続可能な社会」の実現を目指します。

本計画の基本理念は次に示すとおりです。

基本理念：村民・事業者・行政の三者の協働による環境負荷の低減を目指した循環型社会の実現

限りある資源を効率的に使うためには「ごみを出さない」意識と仕組みをつくることが重要です。発生するごみの量を減らしながら、排出されたごみを適正に処理することで、環境への負荷を軽減します。

2 基本方針

基本方針は、次に示すとおりです。

方針1：4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進

「ごみを出さない」暮らし方や、環境に配慮した事業活動を推進し、ごみの減量化を目指します。まだ使えるものの再利用や、ごみの適正排出を徹底したうえで、廃棄物の効率的な再資源化を行います。

方針2：廃棄物の適正処理の推進及びごみ処理体制の維持

廃棄物の効率的な収集・運搬・処理や、地域のごみ排出困難者の支援など、村民・事業者・行政が連携しながら、持続可能な社会と環境負荷の少ない廃棄物処理体制の構築を目指します。



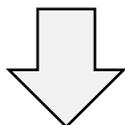
図 4-1 村民・事業者・行政の役割

4 達成目標の設定

中間目標年度，最終目標年度における達成目標及び目標値は以下に示すとおりです。

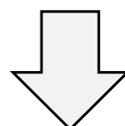
◆基準年度（令和2年度）

- ・1人1日当たりの総排出量は，948g/人日
- ・リサイクル率は，23.3%
- ・最終処分量は，474 t



◆中間目標年度（令和8年度）までに

- ・1人1日当たりの総排出量は，899g/人日以下を目標とします。
- ・リサイクル率は，23.8%以上を目標とします。
- ・最終処分量は，417 t 以下を目標とします。



◆最終目標年度（令和13年度）までに

- ・1人1日当たりの総排出量は，852g/人日以下を目標とします。
- ・リサイクル率は，25.3%以上を目標とします。
- ・最終処分量は，379t 以下を目標とします。

(1) 減量化目標

ごみ量の目標値は、次に示すとおりです。

① 生活系ごみ

令和2年度（基準年度）の生活系ごみの原単位は 714.6g/人日であり、平成28年度の693.8g/人日に対して、約21g(約3%)増加しています。

本計画では、令和元年度一般廃棄物処理事業実態調査の生活系ごみの全国平均値を参考として、最終目標年度までに生活系ごみの原単位 639g/人日を目指します。これは、基準年度に対して約76g（約11%）の減量となります。

② 事業系ごみ

令和2年度の事業系ごみは3,224t/年であり、平成28年度の2,920t/年に対して、304t(約10%)増加しています。

直近5年間で最も排出量が少ない年度は平成28年度の2,920t/年であり、平成28年度以降増加傾向を示しています。

本計画では、平成28年度の実績値を参考として、最終目標年度までに2,900t/年を目指します。これは、基準年度に対して324t(約10%)の減量となります。

③ ごみ総排出量

生活系ごみ、事業系ごみの削減目標の設定に基づき、最終目標年度のごみ総排出量原単位は852g/人日以下を目指します。

これは、基準年度に対して約96g/人日（約10%）の減量となります。



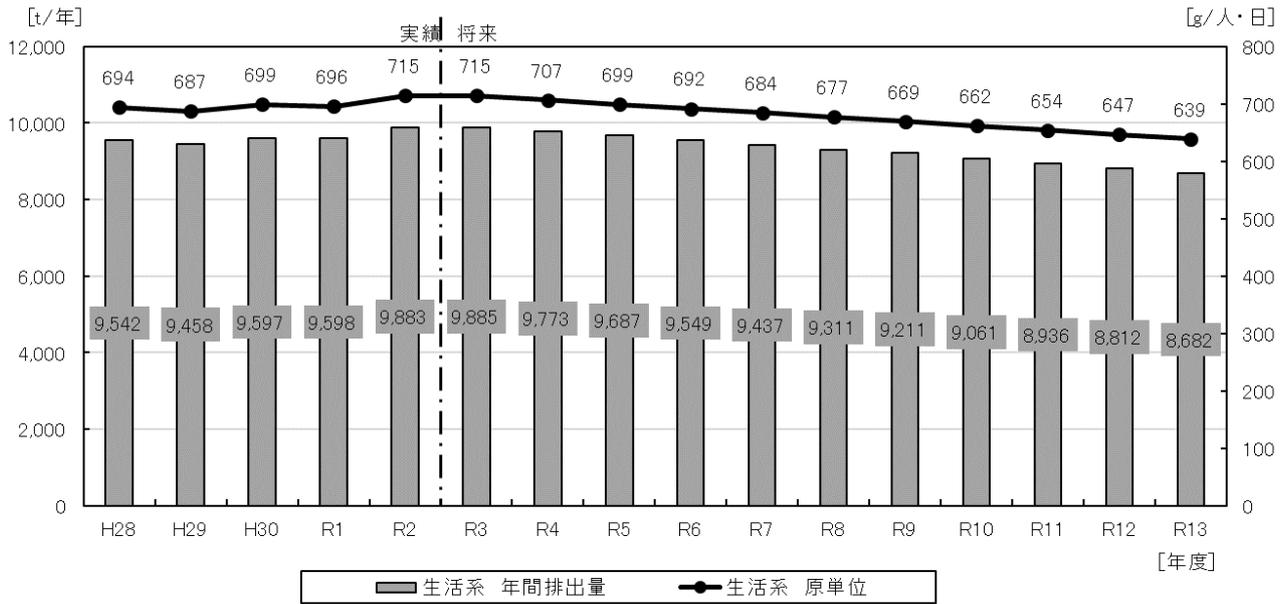


図 4-2 目標値 (生活系ごみ)

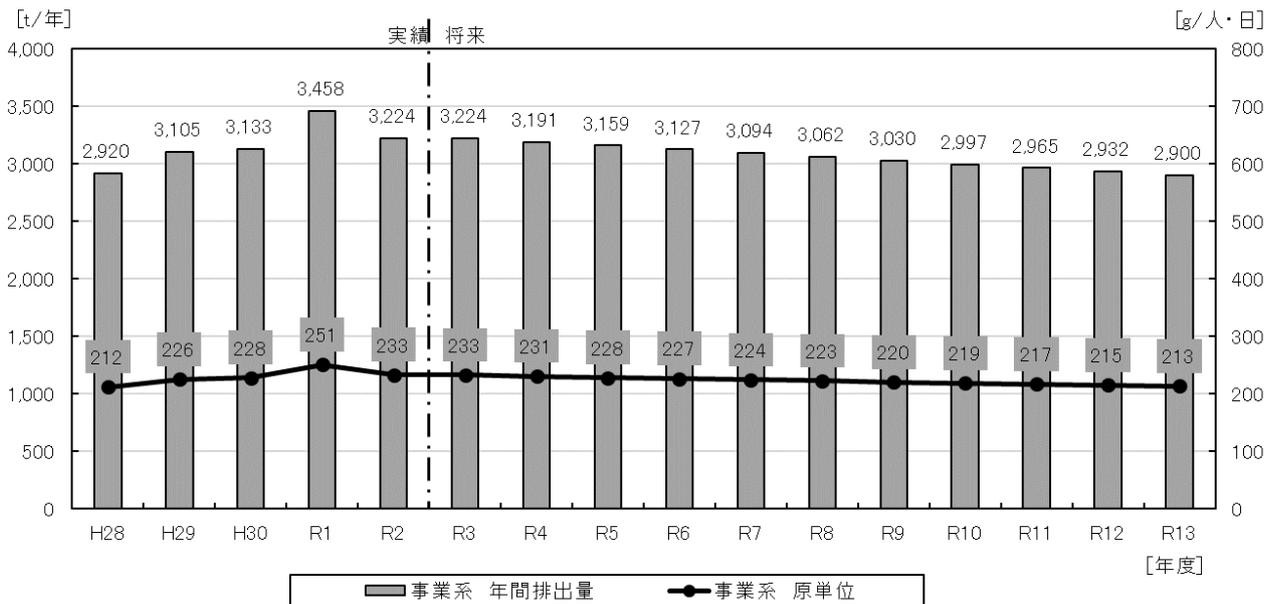


図 4-3 目標値 (事業系ごみ)

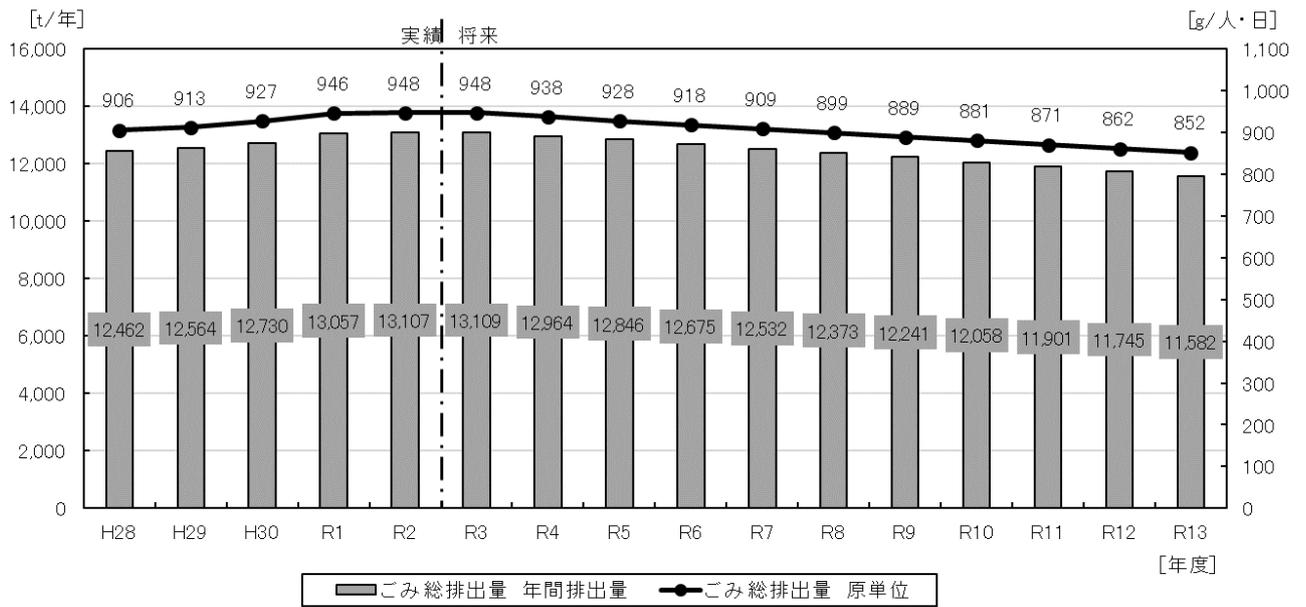


図 4-4 目標値（ごみ総排出量）

(2) 資源化目標

総資源化量とリサイクル率の目標値は、次に示すとおりです。

直近5年間のリサイクル率が低下傾向にあることから、本計画では、従来の資源化施策に加えて、紙類の分別の強化を図ります。

紙類を燃えるごみから資源物へ 25g/人日移行させることにより、最終目標年度のリサイクル率を25.3%以上にすることを目標とします。

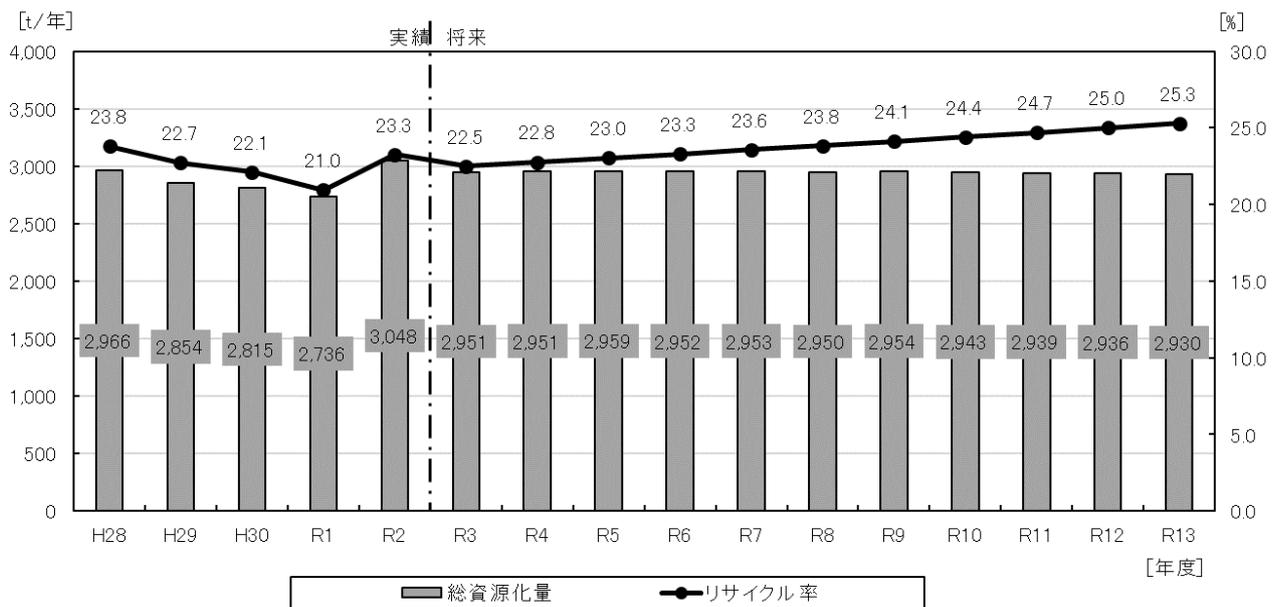
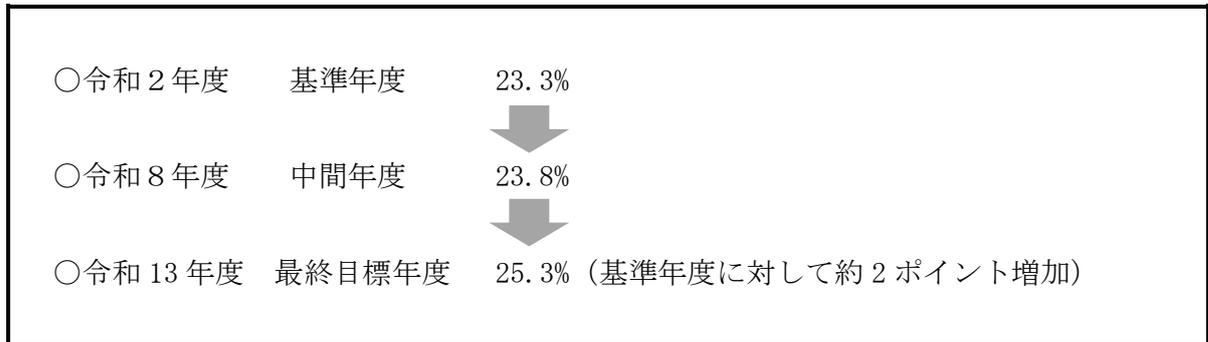


図 4-5 目標値 (総資源化量及びリサイクル率)

(3) 最終処分量の削減目標

最終処分量と最終処分率の目標値は、次に示すとおりです。

最終処分量は、燃えるごみを中心とする排出抑制と紙類の資源化により減量を目指します。

これに伴い、最終処分量は基準年度の令和2年度 474 t から、最終目標年度の令和13年度に 379 t 以下にすることを目標とします。

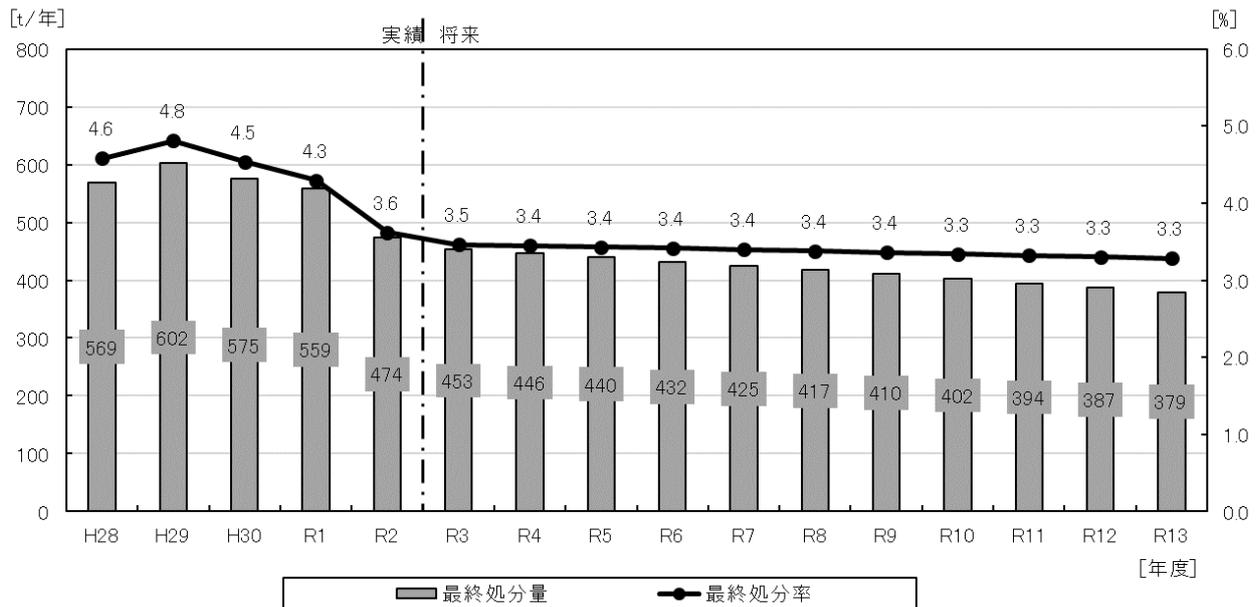
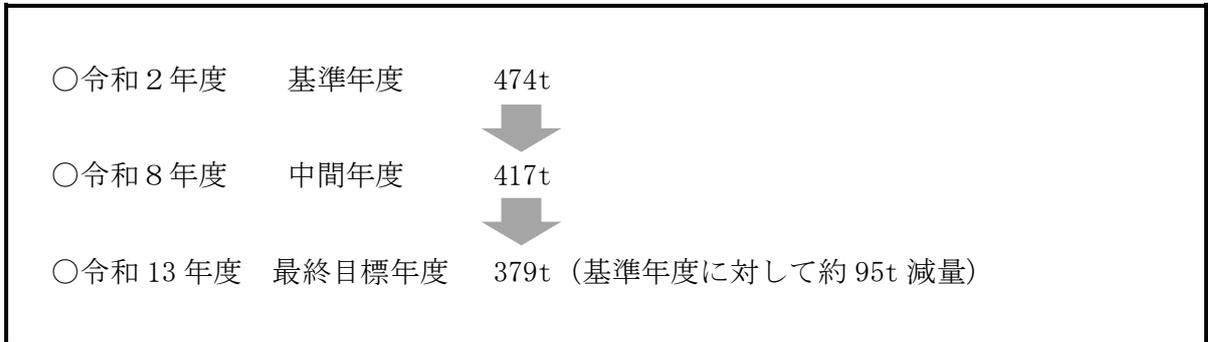


図 4-6 目標値 (最終処分量及び最終処分率)

5 取り組みの体系

東海村では、(1) リフューズ(断る)・リデュース(発生抑制)の推進(2) リユース(再使用), リサイクル(再生利用)の推進(3) 収集・運搬計画(4) 中間処理計画(5) 最終処分計画(6) その他ごみ処理に関する施策の各項目について合計31の取組を推進することにより、基本理念である「村民・事業者・行政の三者の協働による環境負荷の低減を目指した循環型社会の実現」を目指します。

取組の体系は表 4-1 に示すとおりです。

基本理念

村民・事業者・行政の三者の協働による環境負荷の低減を目指した循環型社会の実現

基本方針

方針1：4R（リデュース、リデュース、リユース、リサイクル）の推進

方針2：廃棄物の適正処理の推進及びごみ処理体制の維持

目標達成に向けた取り組み

4R（リデュース、リデュース、リユース、リサイクル）の推進

(1) リデュース（断る）・リデュース、リデュース、リユース、リサイクル）の推進

[1]	村民・事業者・行政の三者一体によるごみ減量化手法の検討
[2]	ごみ減量化に向けた現状の調査
[3]	容器包装の排出抑制の推進
[4]	生ごみ発生抑制と排出抑制
[5]	エコ・ショップ制度の推進
[6]	事業者に対する排出指導・情報提供
[7]	ごみ処理に係る費用負担の見直しの検討
[8]	食品ロスの削減
[9]	プラスチックごみの削減
[10]	住民に対する啓発活動・情報提供

(2) リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の推進

[11]	リユースの推進
[12]	自治会や子供会が行う資源回収の促進
[13]	ごみ・資源物の分別に関する情報の提供
[14]	スラグ、メタル等の有効利用の推進
[15]	施設内での資源回収の実施
[16]	小型家電リサイクルの推進
[17]	剪定枝葉・草リサイクルの推進
[18]	廃食用油等の品質向上や用途の拡大
[19]	紙類の再資源化の推進

廃棄物の適正処理の推進及びごみ処理体制の維持

(3) 収集・運搬計画

[20]	収集時の環境負荷の低減
[21]	収集・運搬体制の継続・効率化
[22]	ごみ出しが困難な高齢者等への支援
[23]	ごみ集積所・資源ステーションの適正な運営

(4) 中間処理計画

[24]	ひたちなか・東海クリーンセンターの適正な維持管理
[25]	東海村清掃センターの適正な維持管理
[26]	リサイクルセンターの整備

(5) 最終処分計画

[27]	最終処分場の適正な維持管理
[28]	最終処分先の確保

(6) その他ごみ処理に関する施策

[29]	適正処理困難物に関する啓発
[30]	不法投棄防止対策の推進
[31]	改善廃棄物処理体制の強化

表 4-1 取組の体系

6 4 R（リフューズ，リデュース，リユース，リサイクル）の推進

（1）リフューズ（断る）・リデュース（発生抑制）の推進

取り組み〔1〕 村民・事業者・行政の三者一体によるごみ減量化手法の検討

村民，事業者および行政の三者が一体となって，廃棄物の減量および適正な処理を推進するため，「一般廃棄物処理施設運営協議会」において協議・検討を行います。

取り組み〔2〕 ごみ減量化に向けた現状の調査

生活系ごみの組成調査などを行い，食品ロスやごみの中に混入している資源物の割合を明らかにすることで，ごみの減量化，資源化の可能性について検討します。

取り組み〔3〕 容器包装の排出抑制の推進

レジ袋の削減や過剰包装の防止，ペットボトル等の購入による容器包装の排出を抑制することを目的として，マイバッグ・マイボトルの持参を推進します。

取り組み〔4〕 生ごみ発生抑制と排出抑制

生ごみ処理機の設置補助などにより，家庭における生ごみ循環利用を促進します。

取り組み〔5〕 エコ・ショップ制度の推進

環境にやさしい商品の販売やごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗「エコ・ショップ」について，商工会と連携する等により拡充を図ります。

取り組み〔6〕 事業者に対する排出指導・情報提供

大量排出事業者に対する排出指導を行うとともに，中小規模の事業者に対して商工会等を通じてリデュース・リユースの情報提供を行います。

取り組み〔7〕 ごみ処理に係る費用負担の見直しの検討

住民，事業者の直接搬入及び指定ごみ袋等のごみ処理に関する費用負担が適正となるよう，施設の維持管理費や近隣市町村の手数料等を踏まえて，必要に応じて見直しを行います。

取り組み〔8〕 食品ロスの削減

事業者と連携した食品ロス削減に向けた取り組みの検討を行います。（78 ページ参照）

取り組み [9] プラスチックごみの削減

製品プラスチックの再資源化やプラスチックごみの削減に向けた取り組みの検討を行います。

取り組み [1 0] 住民に対する啓発活動・情報提供

各種広報ツール，出前講座，各種イベント等を活用して，村民に対するごみの減量や資源化の意識の高揚を図ります。

(2) リユース（再使用），リサイクル（再生利用）の推進

取り組み [1 1] リユースの推進

清掃センターでのリユース品販売事業を継続するほか，イベント等への出展をとおして，リユースに関する意識啓発を図ります。

取り組み [1 2] 自治会や子供会が行う資源回収の促進

再生資源分別回収報奨金制度を継続するとともに，資源回収への協力を呼びかけます。

取り組み [1 3] ごみ・資源物の分別に関する情報の提供

ごみ処理ハンドブック，ごみ収集日割表，SNS 等を活用して，ごみ・資源物の出し方等に関する周知を行います。

取り組み [1 4] スラグ，メタル等の有効利用の推進

ひたちなか・東海クリーンセンターで灰の熔融処理後に発生するスラグ，メタル等の有効利用を継続します。

取り組み [1 5] 施設内での資源回収の実施

鉄，アルミ，小型家電，木製家具類等，一般廃棄物の処理過程で選別可能な資源化物については，これを回収し再資源化の促進に努めます。

取り組み [1 6] 小型家電リサイクルの推進

小型家電回収ボックスによる拠点回収について，周知を行うとともに設置場所の拡充について検討します。

取り組み〔17〕 剪定枝葉・草リサイクルの推進

枝葉・草のリサイクルを継続するとともに、地域ボランティア活動により発生した剪定枝葉・草の資源化について検討します。

取り組み〔18〕 廃食油等の品質向上や用途の拡大

家庭や公共施設等から発生する廃食油の回収を継続し、よりよい回収方法について検討します。

取り組み〔19〕 紙類の再資源化の推進

紙ごみ分別に関する啓発を積極的に行います。また、事業者に対して紙ごみのリサイクル方法等の情報提供を行います。

7 廃棄物の適正処理の推進及びごみ処理体制の維持

(1) 収集・運搬計画

取り組み〔20〕収集時の環境負荷の低減

低炭素収集車両の情報を収集し、導入に向けた手法について検討します。また、二酸化炭素排出量の少ない、バイオマス由来の指定ごみ袋の導入について検討します。

取り組み〔21〕収集・運搬体制の継続・効率化

収集委託業者・許可業者と連携して感染症対策を強化しつつ、安定的な収集・運搬体制を維持します。地区別の集積所の数やごみの排出量などの状況を踏まえ、効率的な収集・運搬体制について検討します。

取り組み〔22〕ごみ出しが困難な高齢者等への支援

関係機関と連携し戸別収集を継続するとともに、制度の周知を図ります。

取り組み〔23〕ごみ集積所・資源ステーションの適正な運営

ごみ集積所や資源ステーションに係る課題を整理し適正な運営を図ります。

(2) 中間処理計画

取り組み〔24〕ひたちなか・東海クリーンセンターの適正な維持管理

燃えるごみは、ひたちなか市との広域処理施設である、ひたちなか・東海クリーンセンターで焼却処理を行っています。施設の安定的・継続的な運営・管理がなされるよう、ひたちなか市及びひたちなか・東海広域事務組合との連携を密にし、ごみ処理に係る運営体制を維持していきます。

取り組み〔25〕東海村清掃センターの適正な維持管理

東海村清掃センターでは、燃えないごみ・粗大ごみ・資源物を受け入れ、選別や保管、一部中間処理を行っています。施設の適正な運営・維持管理を行い、安全かつ効率的な施設運営を目指します。また、現在使用していない煙突について、解体に向けた調査・検討を行います。

取り組み〔26〕リサイクルセンターの整備

燃えないごみ・粗大ごみ・資源物に係る広域処理施設として、リサイクルセンターの整備に向けた検討を、ひたちなか市と行います。事業方式や施設の機能、渋滞緩和策等について、協議を進めます。

(3) 最終処分計画

取り組み〔27〕最終処分場の適正な維持管理

東海村最終処分場について、水処理施設を含め適正な維持管理を行っていきます。一般廃棄物最終処分場は容量が逼迫している一方、産業廃棄物最終処分場は、現状として、当初予定していた埋立物の受入を行っていないことから、今後の在り方について検討していきます。

取り組み〔28〕最終処分先の確保

一般廃棄物最終処分場の容量が逼迫している現状において、廃棄物の最終処理・処分の外部委託の継続や、必要に応じて新たな最終処分場の確保について検討していきます。

(4) その他ごみ処理に関する施策

取り組み〔29〕適正処理困難物に関する啓発

ガスボンベ、消火器、タイヤ、農薬等の処理困難物について、村では処理できないことを周知し、販売店や民間処理業者による適正な処理を啓発します。

取り組み〔30〕不法投棄防止対策の推進

ボランティア不法投棄等監視員制度の充実を図り、不法投棄をさせない環境づくりをします。また、不法投棄を未然に防ぐために、不法投棄防止用看板の配布を行います。

取り組み〔31〕災害廃棄物処理体制の強化

災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場用地を確保するとともに、収集・処理体制の充実を図ります。また、他自治体や関係団体等との協力体制を強化しながら、災害時の処理処分体制の実効性を高めます。

8 進行管理

P D C Aサイクルに沿って進捗状況を把握，点検，評価し，計画を着実に推進し，点検・評価の結果については「一般廃棄物処理施設運営協議会」で検討していきます。また，中間年度において，施策の進捗状況や目標達成状況及び法制度の改正，新法の施行，施設整備の進捗など，情勢の変化を踏まえて，必要に応じて計画の見直しを行います。

東海村食品ロス削減推進計画に関する事項

第5章 食品ロス削減の推進

1 法律について

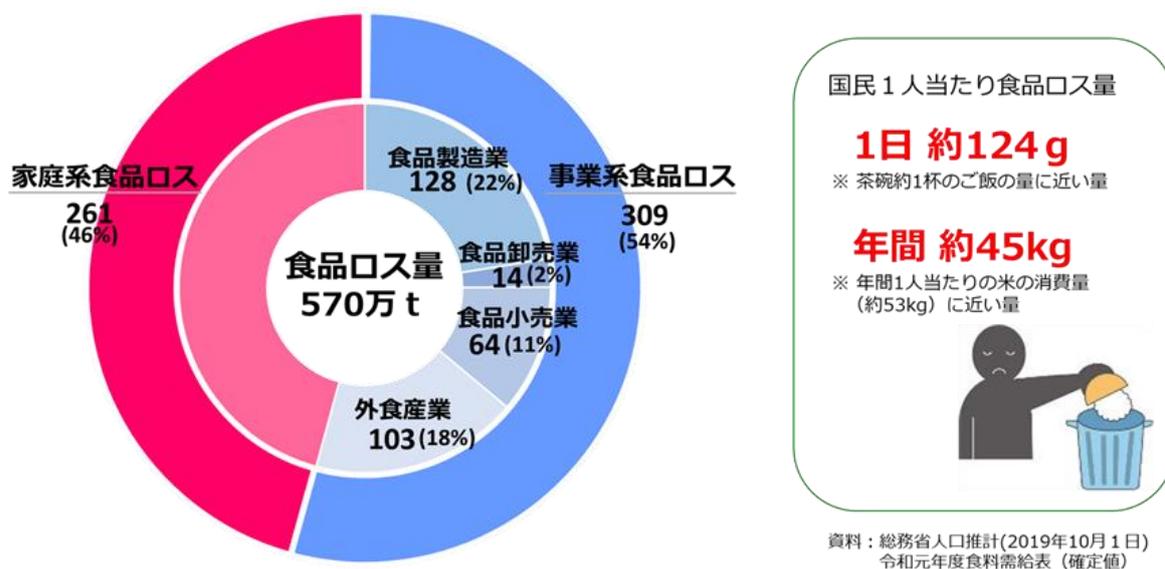
食品ロスの削減に関して、国、地方公共団体、事業者、消費者などの多様な主体が連携しながら、食品ロスの削減を推進していくことを目的として、令和元年5月24日に「食品ロスの削減の推進に関する法律（略称：食品ロス削減推進法）」が成立し、同年5月31日に交付、10月1日に施行されました。

また、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が令和2年3月31日に閣議決定され、食品ロス削減推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項が定められました。この基本方針を踏まえ、本章は、東海村食品ロス削減推進計画と位置付けるものとします。

2 食品ロスの現状

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、生産・製造・販売・消費の各段階で廃棄されている食品の量は、国内で年間約570万トン（令和元年度推計）とされています。食品ロスを大別すると、食品製造業や小売店・外食産業から発生する「事業系食品ロス」と、家庭での食べ残しや未開封のまま捨てられてしまう「家庭系食品ロス」に分けられます。その内訳を次に示します。

図 5-1 食品ロス量の内訳



出典：農林水産省ホームページ

3 食品ロスに関する課題

食品ロスの問題については、2015年（平成27年）9月に開催された、「国連持続可能な開発サミット」で採択された国際目標の中で、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの期間で、食料の廃棄を半減させることが掲げられるなど、国際的にも重要な課題となっています。

また、食品ロスの発生状況を見ると、食品の製造、流通、消費の各段階から発生していることが分かりますが、全国的に外食産業や一般家庭からの発生が多く見られることから、意識啓発を行いながら、「食品ロス削減のために何らかの行動をしている住民」を増やしていく必要があります。

4 目標設定

村内での食品ロスを効率的に把握するのは難しいため、食品ロスに関する目標とすべき指標については、「東海村一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に掲げる「ごみ排出量原単位」を目標として、各種施策を推進します。具体的には、令和13年度の村民1人1日当たりのごみの総排出量を852g/人日に減らすことを目標とします。

なお、食品ロス量の把握方法については、引き続き他の自治体等の情報収集を行いながら、検討を進めます。

5 食品ロス削減のための施策

食品ロス削減に向けた主な施策を次に示します。

表 5-1 食品ロスの削減に向けた取り組み

村民	事業者
【住民に対する啓発活動・情報提供】 各種広報ツールや、出前講座、各種イベントなどを活用しながら、食品ロスに関する情報の提供や、意識の醸成を図ります。	【食品ロスの削減】 小売店等と連携して、食品ロスの削減に向けた取り組みの推進や、減量化に向けた指導を行います。
【食品ロスの減量化に向けた排出量の調査】 生活系ごみの組成調査や、食品関連事業者との連携により、食品ロスの現状を把握しながら、減量化に向けた手法について検討します。	

東海村一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

発行年月日 令和4年3月

編集・発行 東海村村民生活部環境政策課

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

029-282-1711(代表)